

第3期本山町子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～令和11年度)
【パブリックコメント用】

令和7年1月
本山町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 他計画との関係	3
4. 計画の期間	3
5. 計画の対象	4
6. 計画の策定体制	4
7. 計画の推進と点検・評価	6
第2章 本山町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状	7
1. 子どもや子育て環境の現状	7
2. アンケート調査結果の概要	18
3. 第2期計画における数値目標の評価	24
第3章 本計画の考え方	25
1. 計画の基本理念	25
2. 計画の基本目標	26
3. 基本方針	26
4. 子どもの貧困対策の視点	27
5. 施策体系図	28
第4章 施策の展開	29
基本施策1. 地域全体で子育て支援	29
基本施策2. 母子の健康の確保及び増進	33
基本施策3. 教育・保育環境の整備	35
基本施策4. 安全な生活環境の整備	40
基本施策5. 配慮が必要な児童・家庭への取組の推進	42
第5章 量の見込みと確保方策	44
1. 幼児期の教育・保育	44
2. 地域子ども・子育て支援事業	47
3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方策	55
資料編	56
1. 本山町子ども・子育て会議条例	56

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

我が国における、合計特殊出生率（女性が一生の間に生むとされる子どもの平均数）は令和5年には1.20と統計を取り始めて以降、最も低い数値となりました。人口を維持するのに必要な2.08を大幅に下回り、少子化の進行は危機的な状況となっています。少子化の要因としては、経済的な不安定さ、女性の社会進出や共働き世帯が増加している一方で、仕事と子育ての両立の難しさなどがあります。

また、女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、子育ての孤立化、児童虐待、貧困、不登校やいじめなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

このような状況のなか、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保及び地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい社会を形成することが求められています。

令和5年4月には「こども家庭庁」が発足され、同時にこども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行されました。これに基づき、令和5年12月には「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども施策に関する基本的な方針等が示されています。

また、令和6年6月には「子どもの貧困対策推進法」が「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」へと改正され、貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないようとするという目的が明確化されました。

このたび、本町の子ども・子育て支援の指針である「本山町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）」が改定時期を迎えたことから、前述の国の動向等をふまえながら、引き続き本町に暮らす子どもと子育て家庭等を総合的に支援していくことを目的に、「本山町子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）」（以下、「本計画」）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「本山町次世代育成支援行動計画」として一体的に策定します。

また、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「市町村計画」も包含して策定します。

さらに、本計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「第7次本山町振興計画（令和2年～令和11年）」を上位計画として、福祉を始め、保健、教育、労働、生活環境など町政の各分野別計画と連携を図り、かけがえのない子どもの成長と、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

「子ども・子育て支援法」

第一条／(目的)

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第六十一条／(市町村子ども・子育て支援事業計画)

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

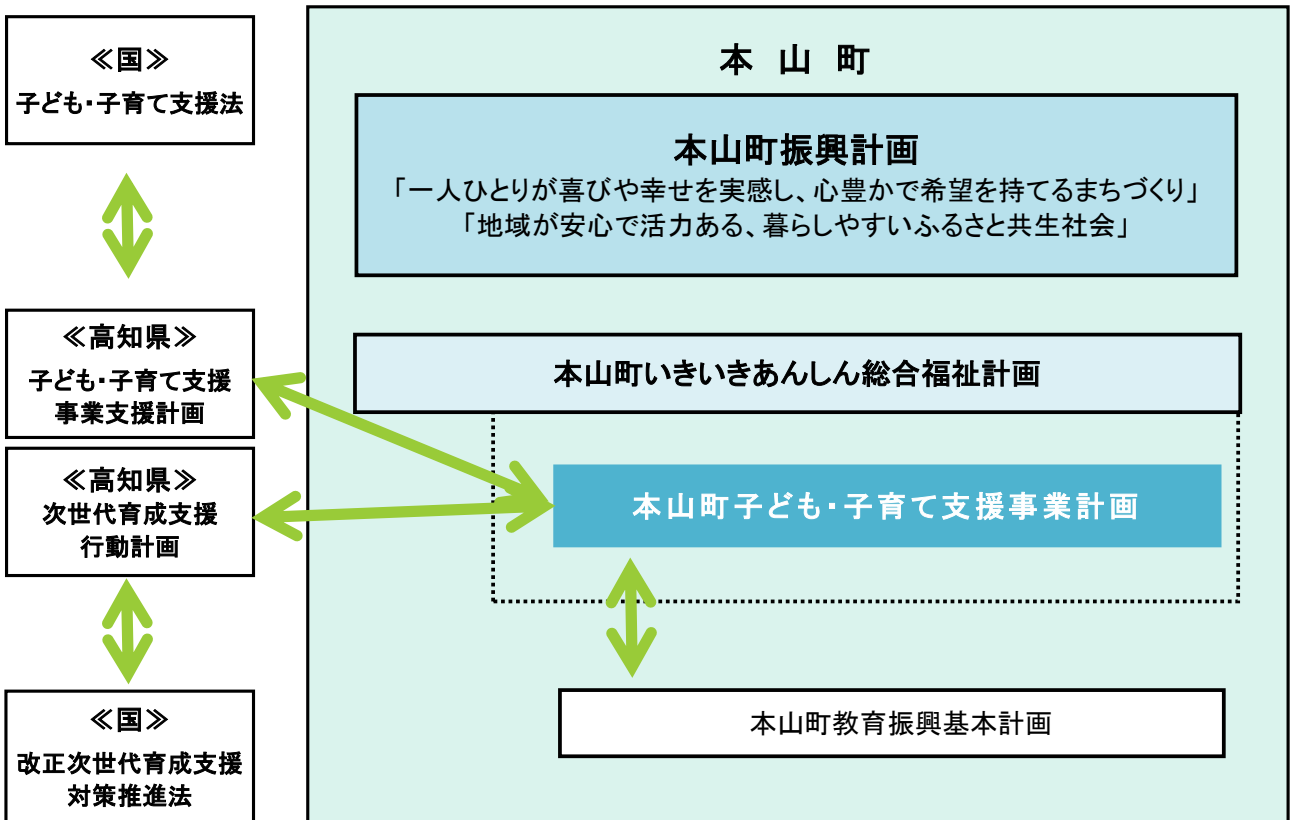
「次世代育成支援対策推進法 第8条第1項」

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 第10条第2項」

3. 他計画との関係

本計画は、「第7次本山町振興計画（令和2年～令和11年）」を上位計画とし、以下の関連する諸計画との整合性を図って策定しています。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に取り組んでいくものとします。



4. 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法で規定する5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子ども・子育て支援事業計画(令和2年度～令和6年度)									
				見直し	第3期子ども・子育て支援事業計画 (令和7年度～令和11年度)				
									見直し

5. 計画の対象

本計画は、町内に居住・通勤・通学する子ども（概ね 18 歳未満）とその保護者や家庭はもちろんのこと、地域住民、学校等関係者、事業者など、全ての個人と団体等を対象とします。

6. 計画の策定体制

アンケート調査を始めとする町民参加の策定過程を踏み、庁内で検討した案について「本山町子ども・子育て会議」で審議し、パブリックコメントにより広く意見を募集する計画策定体制としました。

(1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画見直しの基礎資料とすることを目的に「本山町子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査期間	令和6年1月29日～2月9日			
調査方法	保育所・小学校を通じた配布回収 (一部郵送による配布回収)			
回収状況 (有効回答)		配布数	回収数	有効回収率
	就学前児童	86件	61件	70.9%
	小学生児童	120件	100件	83.3%

(2) 本山町子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「本山町子ども・子育て会議」において、計3回の審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的に、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

実施期間	令和7年1月16日～2月5日
実施方法	町ホームページで公開、教育委員会窓口に計画書案・意見用紙を設置
意見提出	持参・郵送・ファクス・Eメール

【計画策定の流れ】

子ども・子育て支援法

次世代育成支援対策推進法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府）

町民アンケート調査

子ども・子育て支援に関する現状・要望を把握するためアンケート調査を実施。

- 就学前児童の保護者
- 小学生の保護者

本山町次世代育成支援後期行動計画の評価・分析

- 計画の評価
- 新規事業の把握
- 事業の整理

統計データの整理・分析

- 本町の少子化の動向
- 教育・保育事業の状況
- 子育て支援に係る事業の状況
- 貧困等の状況
- アンケート調査結果からみた子育ての状況と子育て意識

基本理念・目標、施策体系の見直し

具体的な施策方針・計画・事業内容、目標数値の設定

法定事業の目標事業量と確保方策の設定

教育・保育事業

- 1号認定こども
- 2号認定こども
- 3号認定こども

地域子ども・子育て支援事業

- ①時間外保育事業
- ②放課後児童健全育成事業
- ③乳児家庭全戸訪問事業
- ④養育支援訪問事業
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥妊婦健康診査事業
- ⑦利用者支援事業
- ⑧子育て短期支援事業
- ⑨一時預かり事業
- ⑩病児・病後児保育事業
- ⑪子育て援助活動支援事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑭妊婦等包括相談支援事業
- ⑮乳児等通園支援事業
- ⑯産後ケア事業
- ⑰子育て世帯訪問支援事業
- ⑱児童育成支援拠点事業

本山町子ども・子育て支援事業計画(案)の作成

本山町子ども・子育て会議

パブリックコメント

本山町子ども・子育て支援事業計画 策定

7. 計画の推進と点検・評価

(1) 計画の推進

① 計画を推進する町内体制の整備

本計画は、子ども・子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど、幅広い分野にわたる施策・事業を総合的かつ効果的に推進する必要があります。

そのため、各担当課の有機的な連携や緊密な調整を行い、全庁的な取組を積極的に進めます。

② 協働による計画の推進

本計画は、保護者・地域住民・学校等関係者・事業者・町がそれぞれの役割・責務を果たすとともに協働して推進していくものです。また、関係機関との連携協力の下、積極的な推進を図ります。

【各々の役割と協働のイメージ】



③ 計画の広報・啓発

関係者が協働して計画の実現を図るため、町民や関係団体・組織、企業等に対して様々な媒体や機会を活用して積極的に広報を行うなど、計画内容の周知に努めます。

(2) 計画の点検・評価

本計画は、5年を1期とする長期的な計画となります。計画の策定にあたっては、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の供給量等の「アウトプット評価」のみならず、利用者の視点に立った点検・評価を実施するため「アウトカム評価」としての数値目標を設定しました。

計画の実効性を上げるため、計画の進捗状況及びその評価について公表し、事業効果をより明確化するとともに、継続的なPDCAサイクル（計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act））の確立につながるよう推進します。

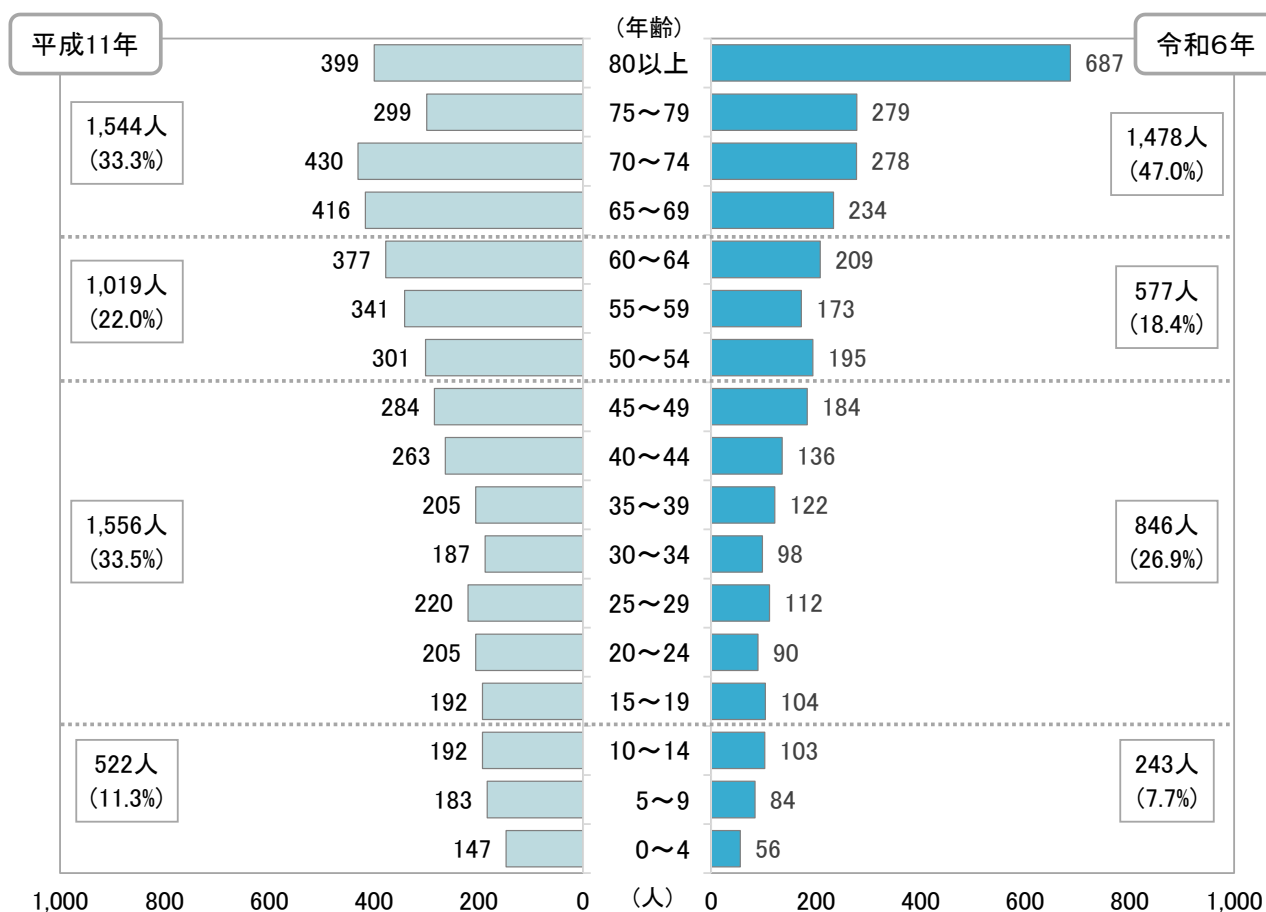
第2章 本山町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 子どもや子育て環境の現状

(1) 人口の状況

① 人口構成の変化

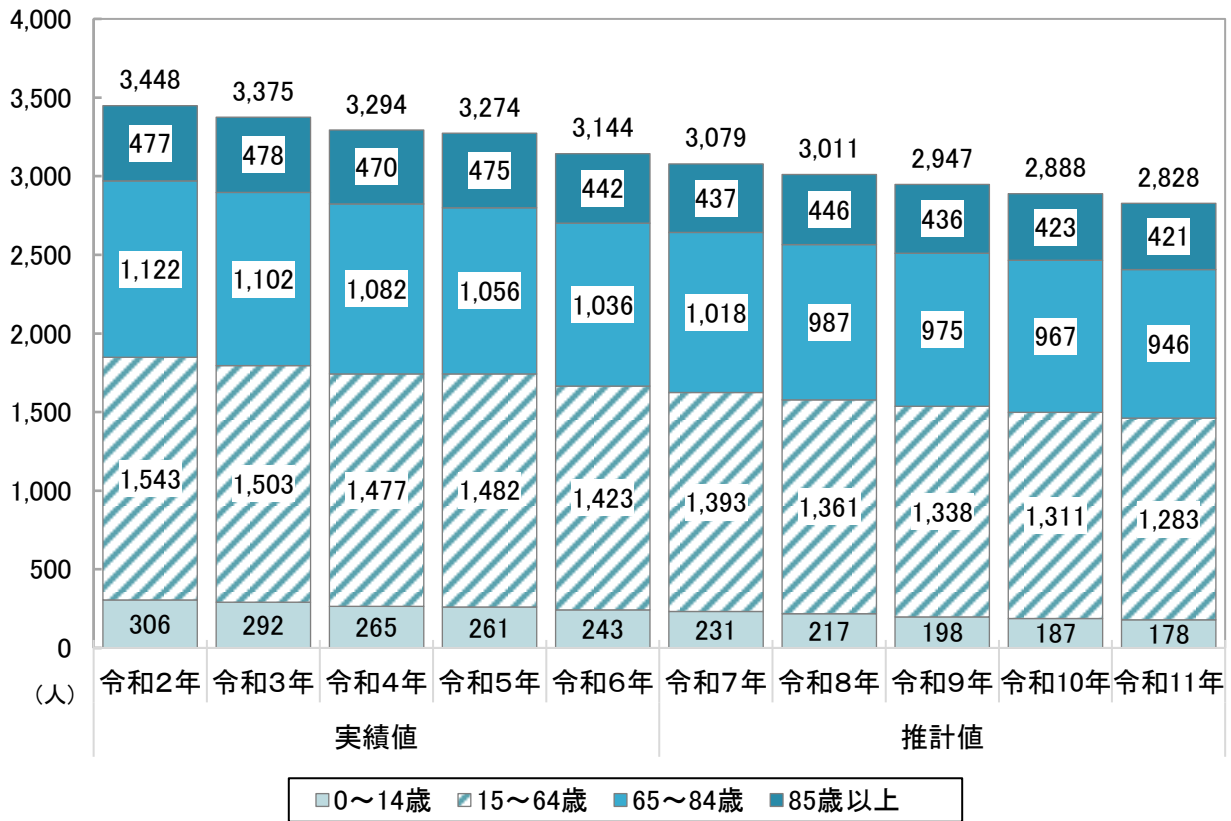
平成 11 年と令和 6 年の人口ピラミッドを比較すると、80 歳以上を除く全ての年代で人口が減少していますが、80 歳以上人口は 1.7 倍程度に増加しています。0～14 歳、15～49 歳、50～64 歳人口の割合は減少し、65 歳以上人口の割合は 10 ポイント以上増加しています。



出典：平成 11 年…総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」
令和 6 年…住民基本台帳（3 月 31 日時点）

②人口の推移・推計

本町の総人口は令和2年～令和6年にかけて減少しており、令和7年以降も減少していくと予想され、令和9年には3,000人を下回る見込みとなっています。



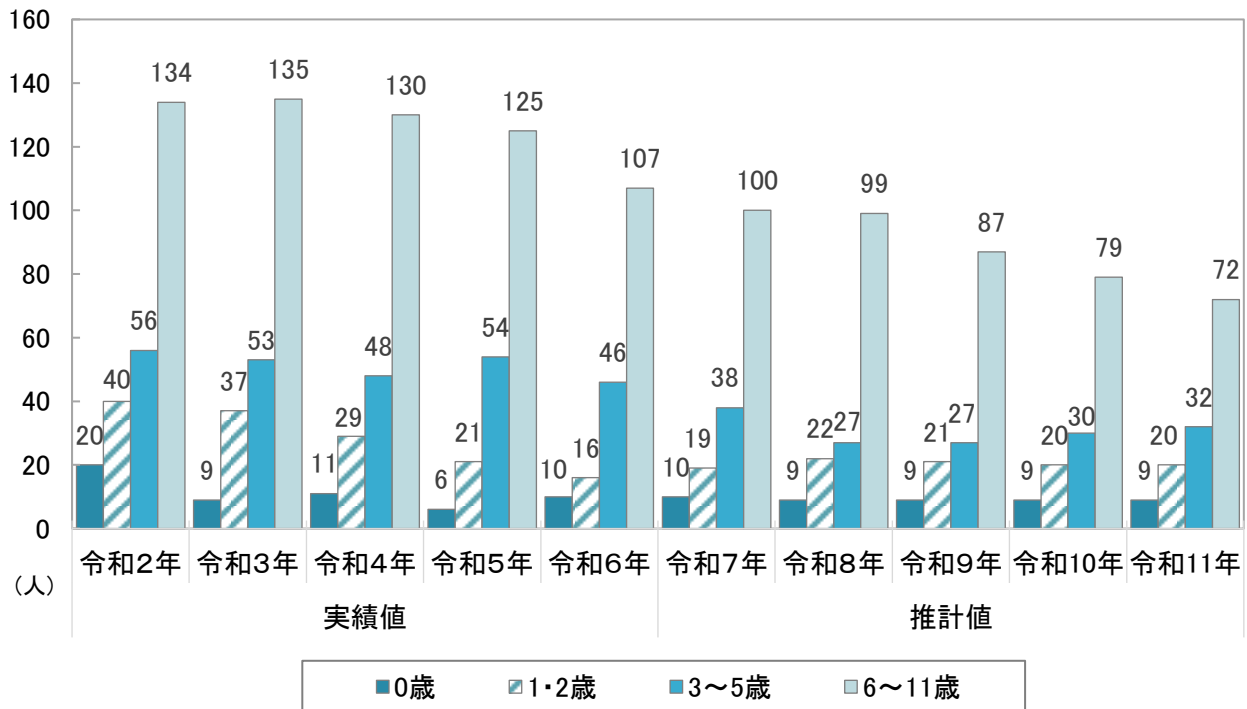
出典：実績値…住民基本台帳（各年3月31日時点）
推計値…コーホート変化率法による推計

③子どもの人口推移・推計

総人口と同様に、子どもの人口も減少傾向が続くと予想され、第3期事業計画の計画期間中には0～11歳の人口が140人を下回る見込みとなっています。

単位：人

	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	250	234	218	206	179	167	157	144	138	133
0歳	20	9	11	6	10	10	9	9	9	9
1歳	19	18	11	9	8	11	11	10	10	10
2歳	21	19	18	12	8	8	11	11	10	10
3歳	14	18	18	20	11	8	8	11	11	10
4歳	19	16	15	18	19	11	8	8	11	11
5歳	23	19	15	16	16	19	11	8	8	11
0～5歳	116	99	88	81	72	67	58	57	59	61
6歳	19	24	18	16	14	16	19	11	8	8
7歳	24	18	21	18	15	13	15	18	11	8
8歳	29	24	18	22	17	15	13	15	18	11
9歳	23	28	23	20	22	17	15	13	15	18
10歳	19	23	27	22	18	21	16	14	13	14
11歳	20	18	23	27	21	18	21	16	14	13
6～11歳	134	135	130	125	107	100	99	87	79	72

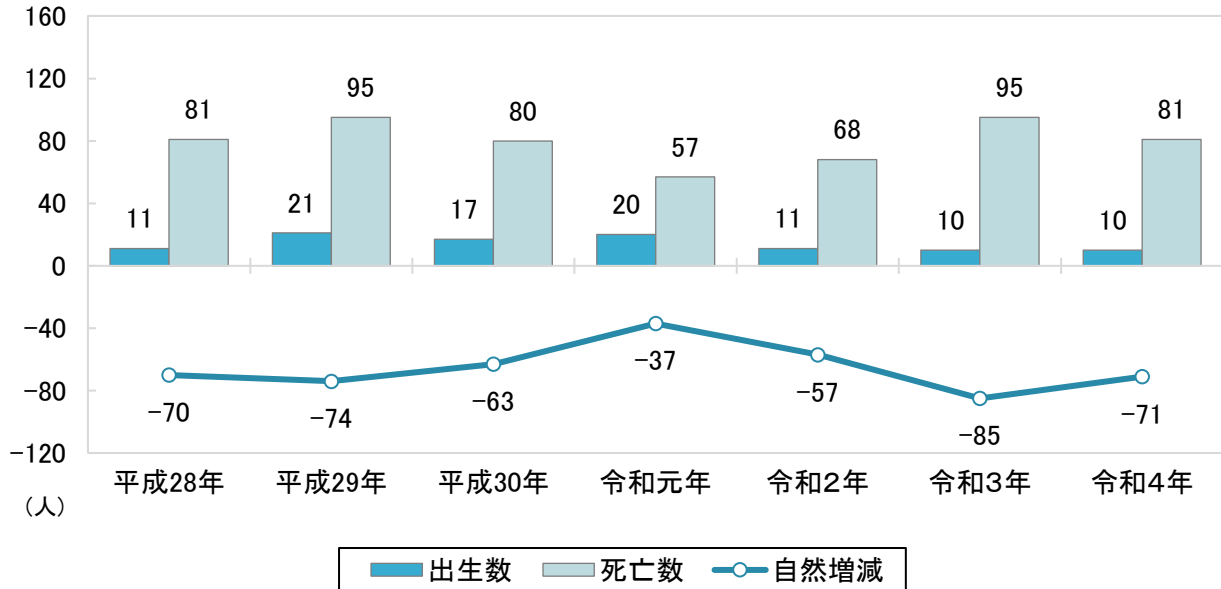


出典：実績値…住民基本台帳（各年3月31日時点）
推計値…コーホート変化率法による推計

(2) 人口動態の状況

① 出生数・死亡数の推移

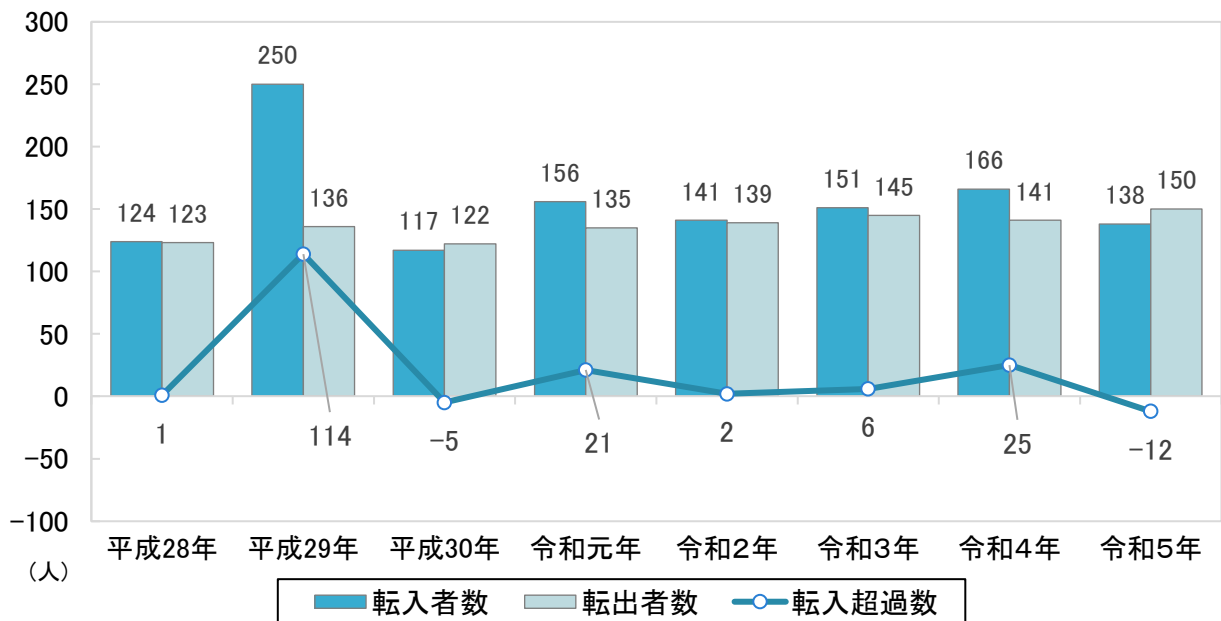
出生数から死亡数を差し引いた自然増減はマイナスであり、直近5年間では平均 63 人程度の人口減となっています。



出典：人口動態調査

② 転入・転出の推移

転入から転出を差し引いた転入超過数（社会増減）は、平成30年、令和5年を除いてプラスとなっており、直近5年間では平均して毎年8人程度の増加となっています。

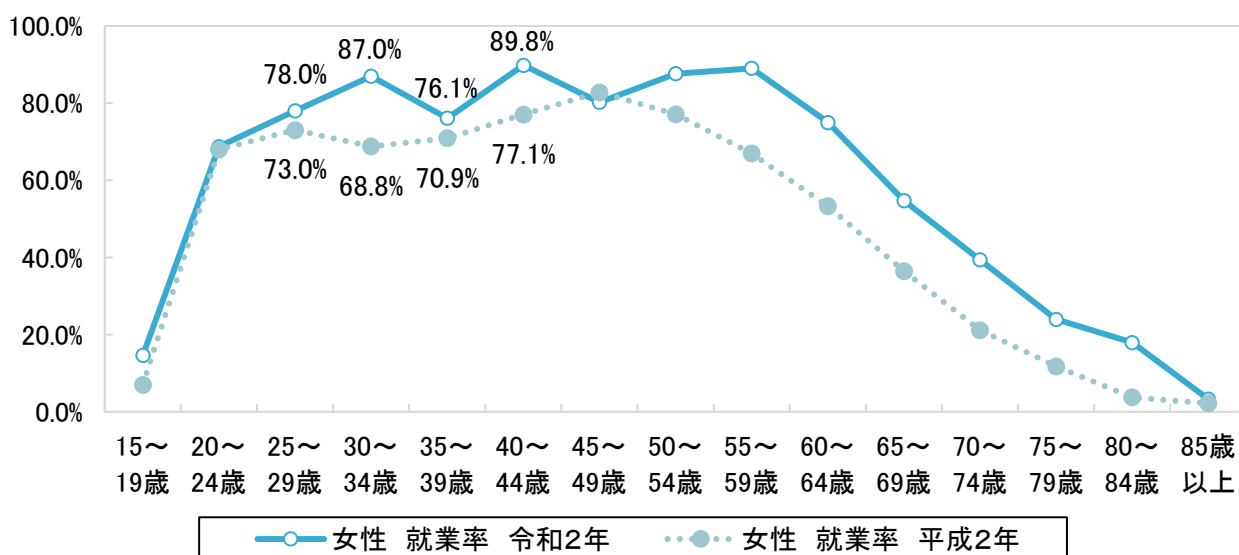


出典：住民基本台帳人口移動報告

(3) 就労・未婚の状況

① 女性の就業率

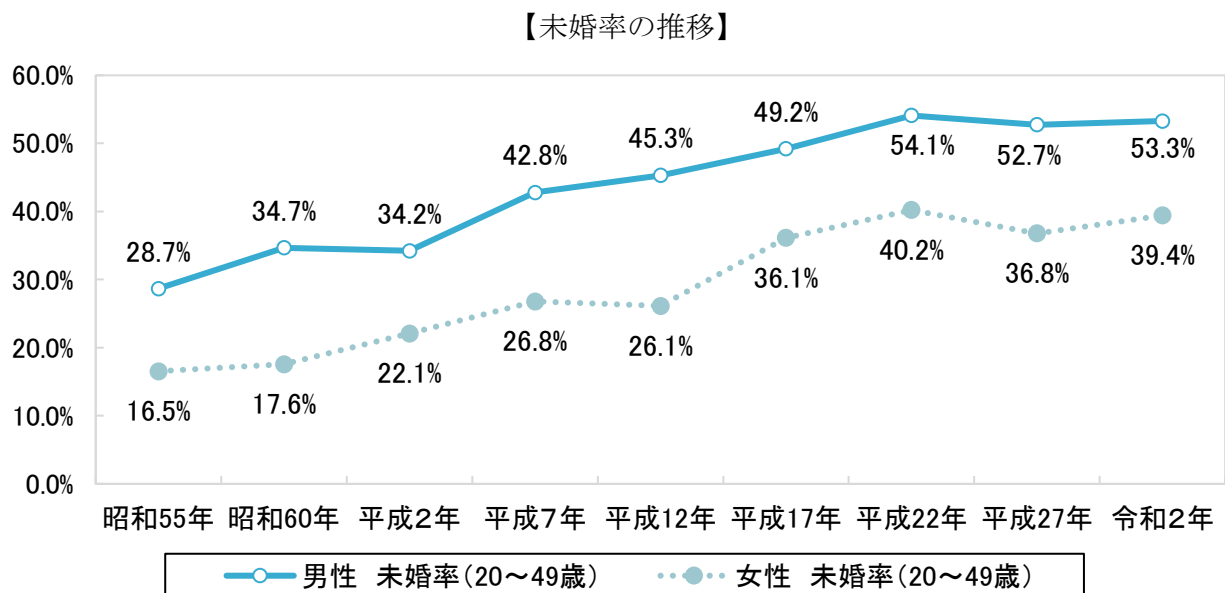
女性の就業率（15歳以上の人口に対する就業者の割合）をみると平成2年時点では25～34歳の区分において就業率が低下（結婚や出産などを理由に離職）するいわゆる「M字曲線」状の就業率となっていました。令和2年では、ほぼ全ての年齢区分において働く女性の割合が増えており、25～34歳での就業率の低下によるM字曲線がみられなくなっていますが、35～39歳では、その前後の区部に比べて低下がみられます。



出典：国勢調査

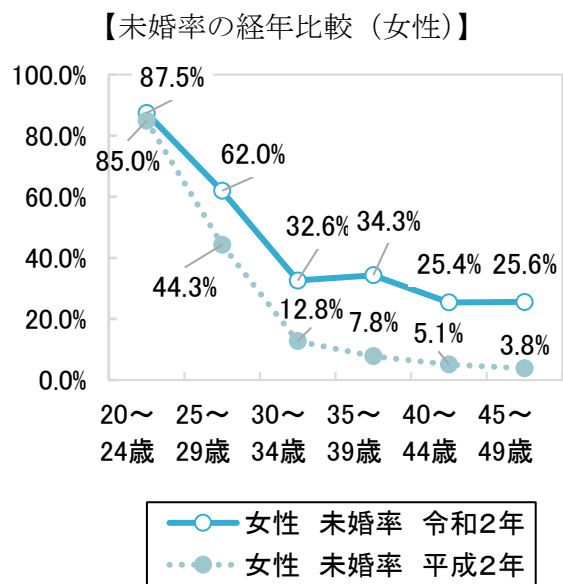
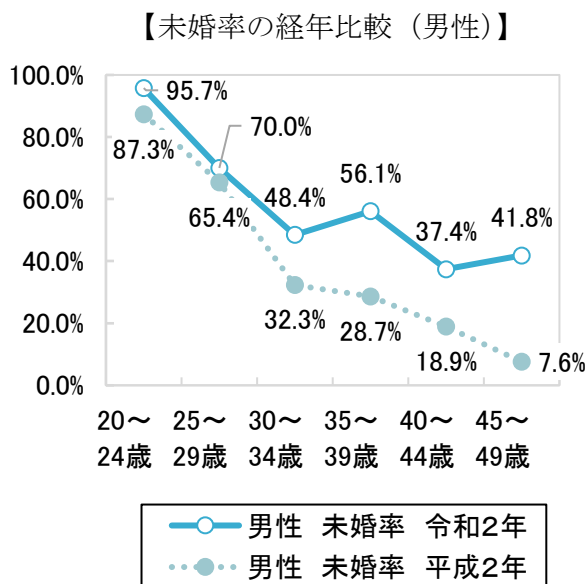
②未婚率の推移

20～49歳の未婚率は男女とも増加傾向にあり、令和2年には男性は53.3%、女性は39.4%となっています。



出典：国勢調査

性・年齢別の未婚率について、平成2年と令和2年を比較すると、いずれの区分においても未婚率が増加しています。

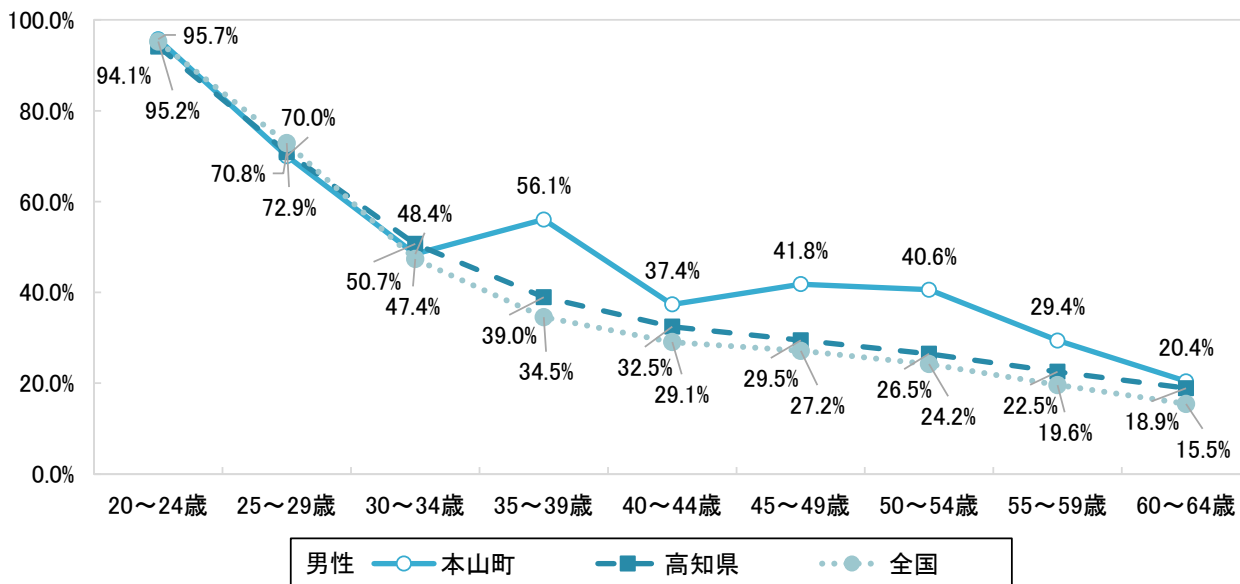


出典：国勢調査

性・年齢別の未婚率について、全国・高知県と比較すると、令和2年の男性の未婚率は、25～34歳を除く全ての区分で高知県・全国を上回っています。

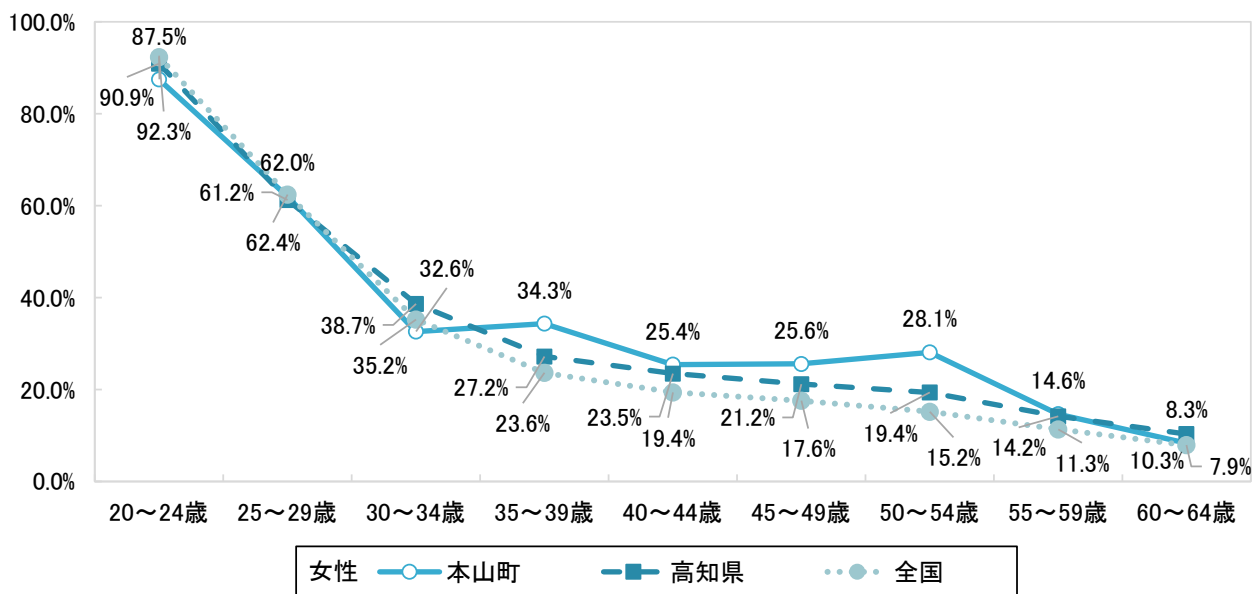
令和2年の女性の未婚率は、20～34歳、60～64歳を除く全ての区分で高知県・全国を上回っています。

【未婚率の全国・高知県との比較（男性）】



出典：国勢調査（令和2年）

【未婚率の全国・高知県との比較（女性）】

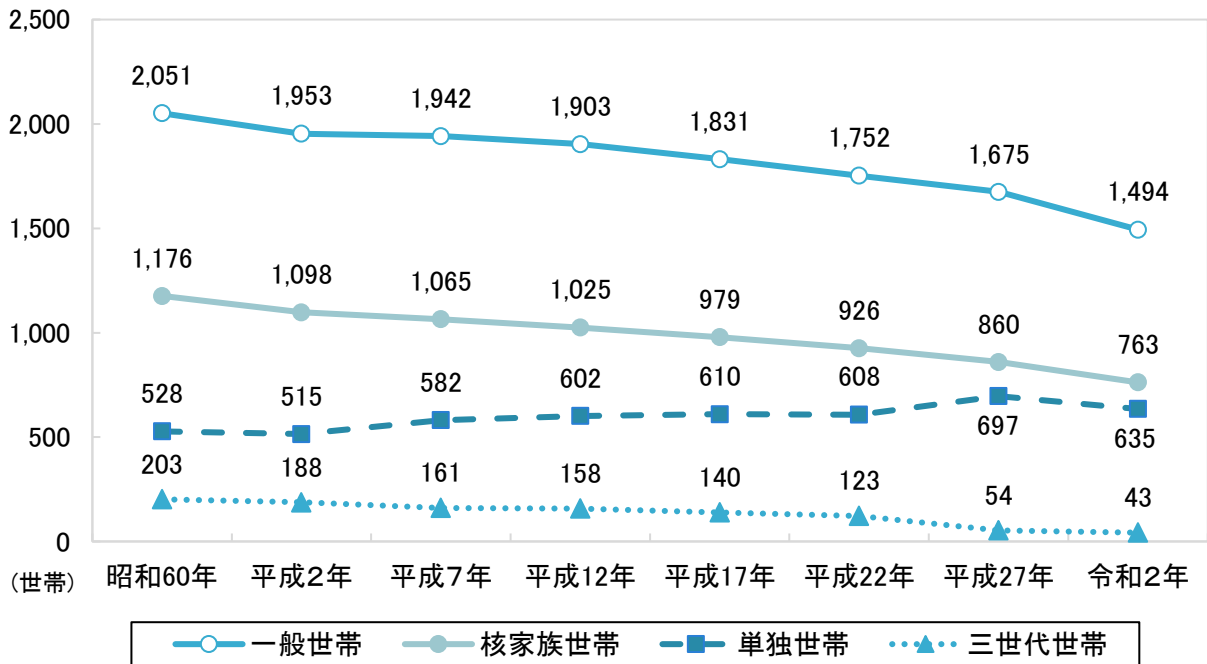


出典：国勢調査（令和2年）

(4) 世帯の状況

① 世帯数の推移

一般世帯は昭和60年以降減少しており、令和2年には1,494世帯と平成22年から10年間で258世帯減少しています。単独世帯が増加傾向にある一方で、核家族世帯、三世帯世帯は、減少が続いており、三世帯世帯は昭和60年と比較すると令和2年には5分の1程度となっています。

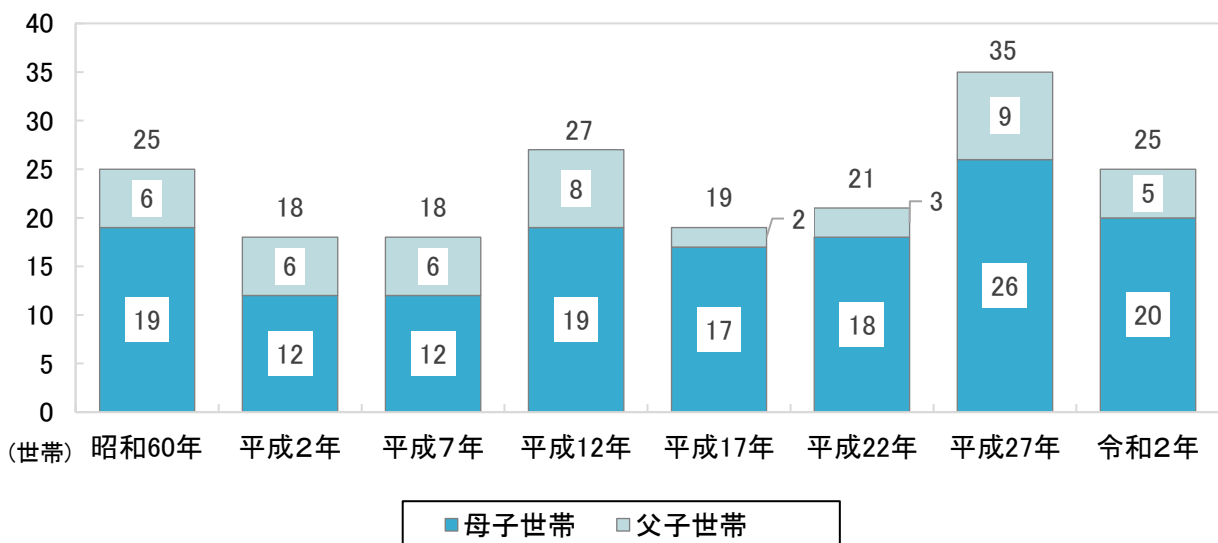


出典：国勢調査

※平成7年以前の「三世帯世帯」は「夫婦、子供と両親から成る世帯」「夫婦、子供と片親から成る世帯」「夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯」の計。平成17年は遡及集計。

② ひとり親世帯数の推移

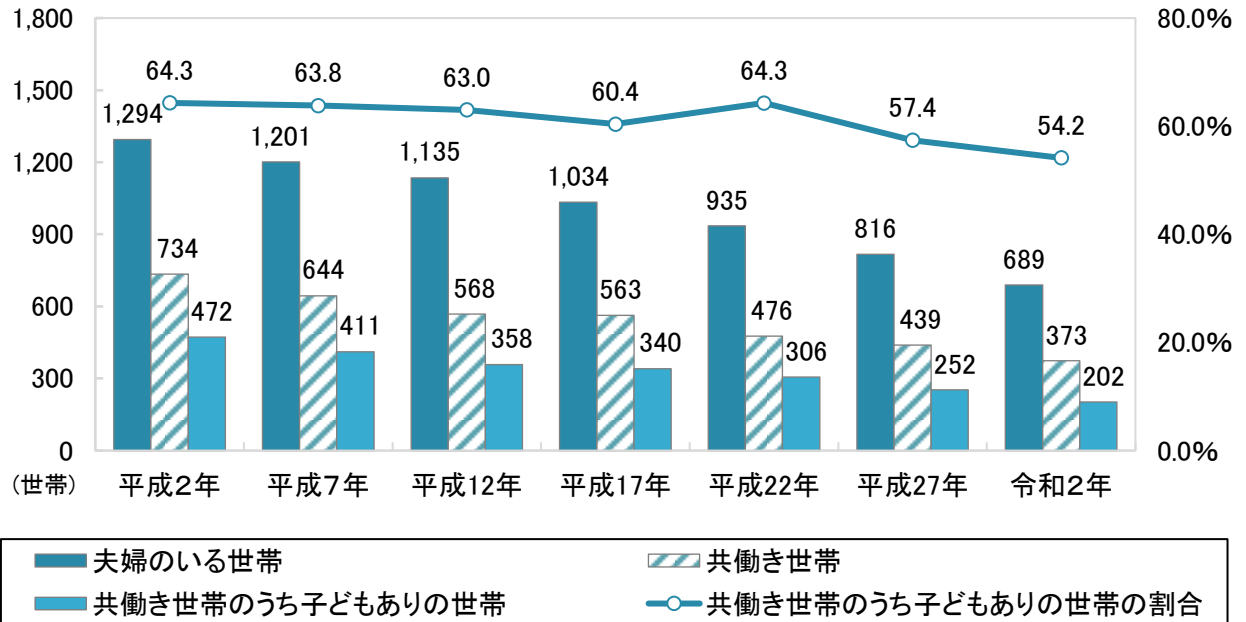
ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）は、増減を繰り返しながら20～30世帯程度で推移し、令和2年には25世帯となっています。



出典：国勢調査

③共働き世帯数の推移

共働き世帯の推移をみると、平成2年以降減少傾向となっています。共働き世帯のうち子どもがいる世帯の割合をみると、増減しつつも減少傾向となっており、令和2年には54.2%（202世帯）となっています。



(5) 就学前児童の状況

令和6年4月1日の本町における就学前児童の状況をみると、0歳児は本山保育所に通わずに在宅で過ごしている児童が多く、1歳～5歳児では本山保育所を利用している児童が多くなっています。

単位:人

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
本山保育所	1	8	9	11	20	16	65
在宅・その他	9	0	0	0	0	0	9
就学前児童数	10	8	8★ ¹	11	19★ ¹	16	72

出典：就学前児童数は、令和6年3月31日時点の住民基本台帳人口に基づく人口

本山保育所児童数は、令和6年4月1日時点の人数

在宅・その他は、就学前児童数から本山保育所の児童数を差し引いた推計

★1 2・4歳児については、4月1日の転入により、就学前児童数（3月31日時点）を本山保育所児童数（4月1日時点）の人数が上回っている

(6) 保育所・小学校・中学校等の状況

① 保育所の状況

本町には、令和6年4月1日現在、公立保育所が1か所あります。

近年は入所児童数が定員を下回り、待機児童数は0人を維持しています。

単位:人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所入所児童数	93	90	73	77	65
定員	100	100	100	100	100
入所率	93.0%	90.0%	73.0%	77.0%	65.0%
待機児童数	0	0	0	0	0

出典：教育委員会（各年度4月1日時点）

入所率＝入所児童数÷定員

② 小学校の状況

本町には、令和6年4月1日現在、公立小学校が2か所あり、児童数は108人となっています。

単位:学級、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学級数	10	12	13	13	13
児童数	132	130	129	124	108

出典：教育委員会（各年度4月1日時点）

③中学校の状況

本町には、令和6年4月1日現在、公立中学校が1か所あり、生徒数は64人となっています。

単位：学級、人

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学級数	6	6	5	5	5
生徒数	51	53	46	54	64

出典：教育委員会（各年度4月1日時点）

④スクールカウンセラーの整備状況

本町の小学校、中学校では、スクールカウンセラーをそれぞれ1人ずつ配置しています。

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	1	1	1	1	1
中学校	1	1	1	1	1

資料：教育委員会

(7) 児童虐待の現状

本町における児童虐待相談対応件数は、年度により増減しています。

児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。特に近年は、少子化、核家族化の進行や地域のコミュニティの崩壊に伴う子育て力の低下等を背景に、親の生育歴の問題や夫婦関係の不和、就労や経済問題、社会的孤立等の問題が複合的、連鎖的に作用し、児童虐待を引き起こしています。児童虐待は子どもの命に関わる問題であると同時に、子どもの心に大きな傷を残し、将来に生きづらさを抱える原因となる場合も少なくありません。

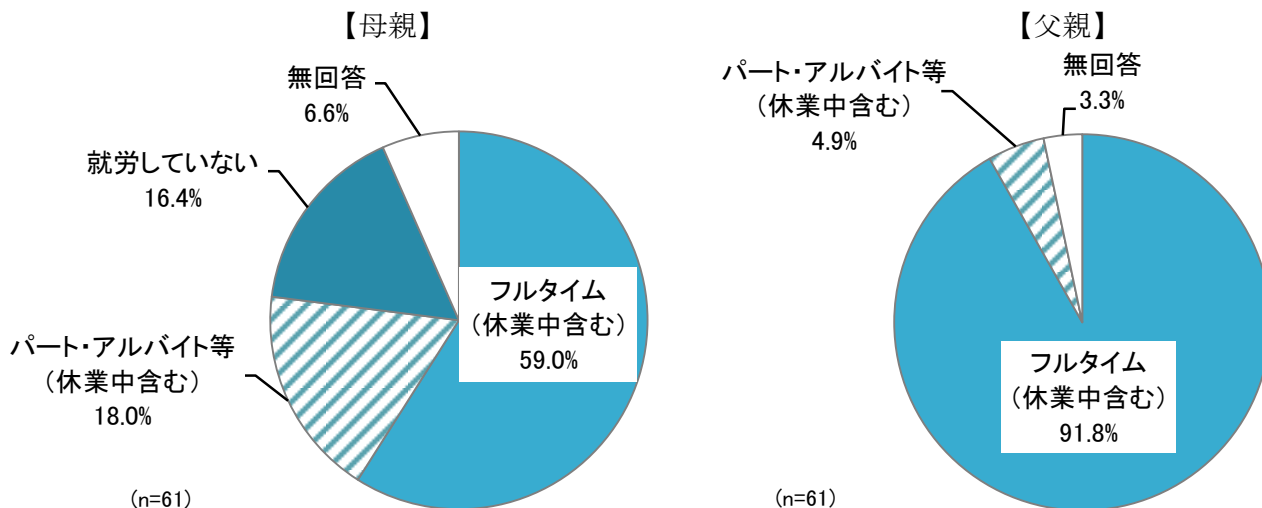
子どもの命や人権を一切傷つけることのないよう、虐待に至る前の早期対応に取り組むとともに、万が一虐待が発生してしまった場合には、迅速な対応から子どもの自立支援等まで切れ目のない支援を行うことができるよう、民生委員・児童委員や保育所、小学校、中学校、地域の関係機関等との連携の強化と、各機関の専門性の強化に取り組む必要があります。

2. アンケート調査結果の概要

(1) 保護者の就労状況について【就学前児童】

母親の就労状況は、「フルタイム（休業中含む）」が最も多く 59.0%、次いで「パート・アルバイト等（休業中含む）」18.0%、「就労していない」16.4%となっています。

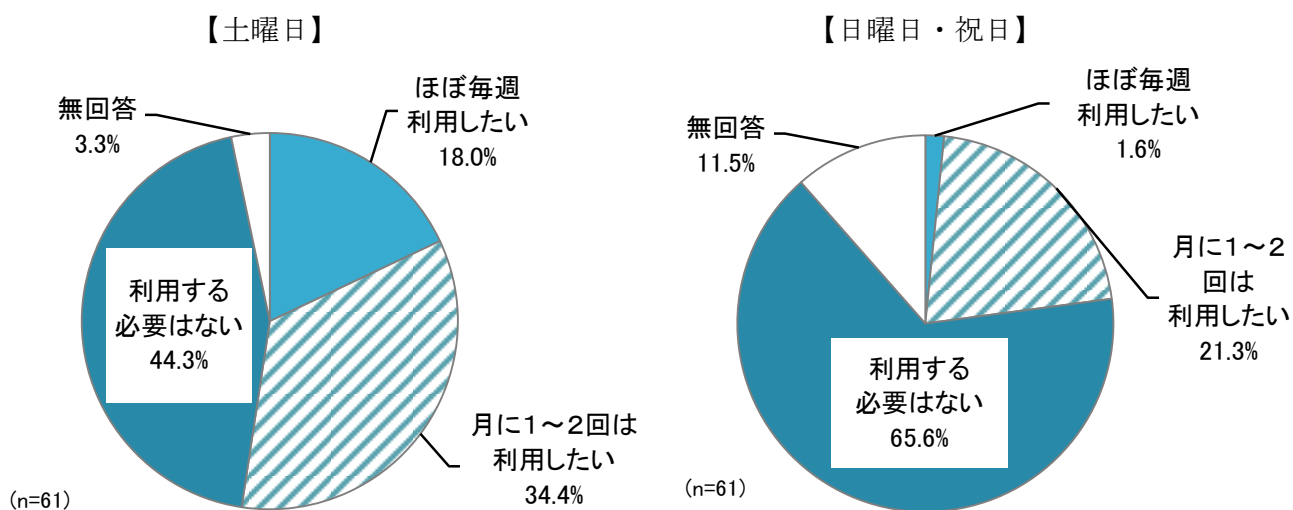
父親の就労状況は「フルタイム（休業中含む）」が最も多く 91.8%、次いで「パート・アルバイト等（休業中含む）」4.9%となっています。



(2) 土曜日、日曜日・祝日の教育保育事業の利用意向について【就学前児童】

土曜日の教育保育事業の利用意向は、「利用する必要はない」が 44.3%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」34.4%、「ほぼ毎週利用したい」18.0%となっています。

日曜日・祝日の利用意向は、「利用する必要はない」が 65.6%と最も多く、次いで「月に1～2回は利用したい」21.3%、「ほぼ毎週利用したい」1.6%となっています。



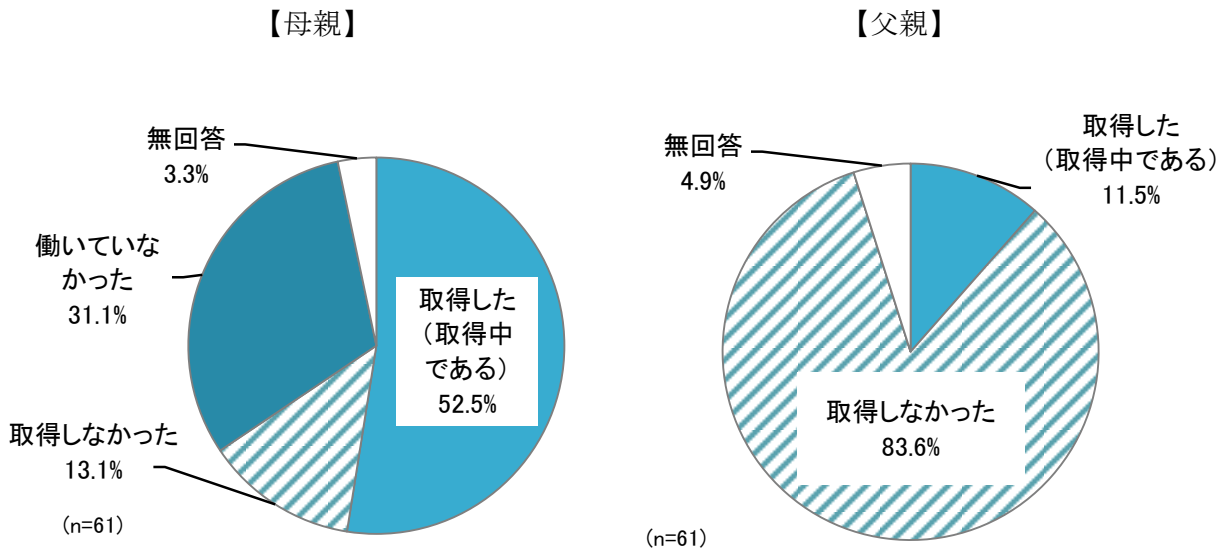
(3) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

① 育児休業の取得状況【就学前児童】

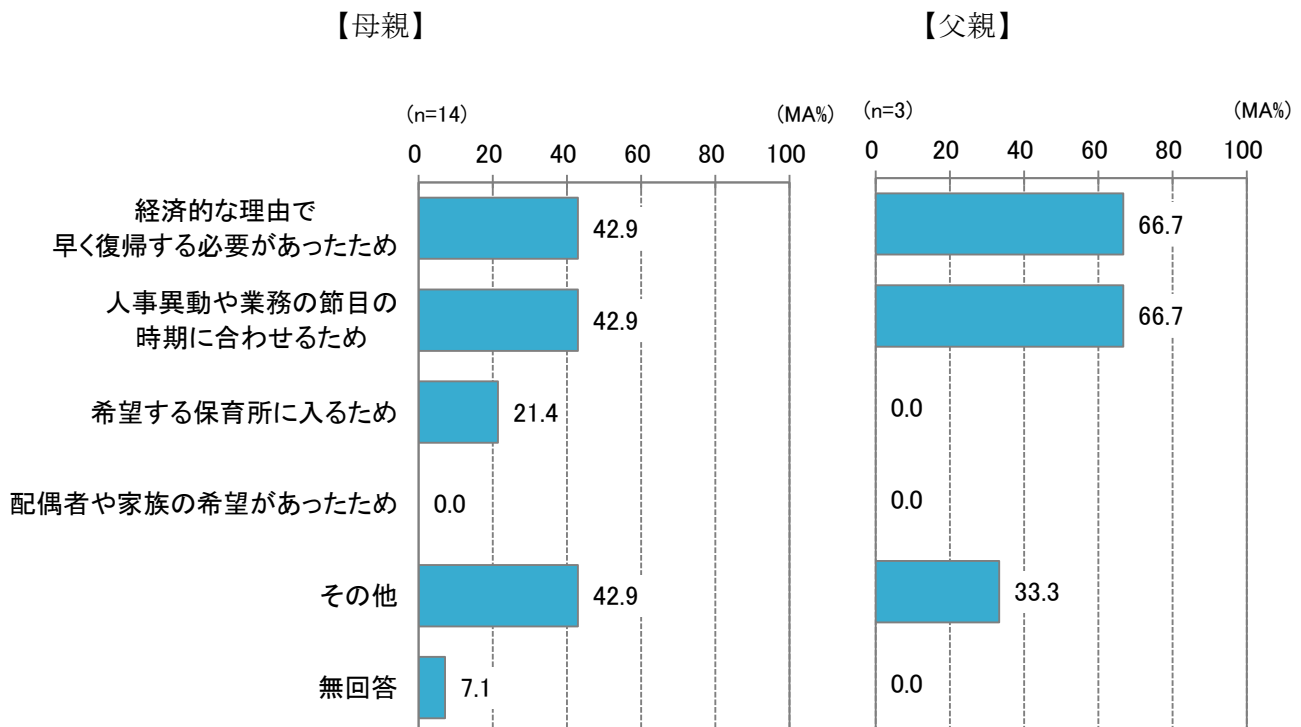
育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」は母親では 52.5%、父親では 11.5%、「取得しなかった」はそれぞれ 13.1%、83.6%となっています。

育児休業を取得しなかった理由は、母親、父親ともに「経済的な理由で早く復帰する必要があるため」、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が最も多くなっています。

育児休業の取得状況



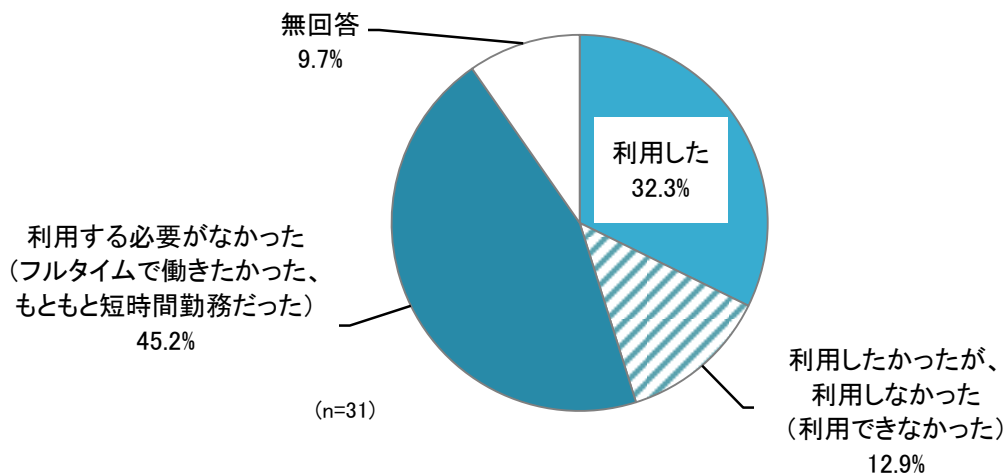
育児休業を取得しなかった理由



② 母親の短時間勤務制度の利用有無【就学前児童】

母親が育児休業から職場復帰する際に、短時間勤務制度を利用したかどうかについては、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」が45.2%と最も多く、次いで「利用した」32.3%であるものの、「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」は12.9%を占めています。

【母親の短時間勤務制度の利用有無】

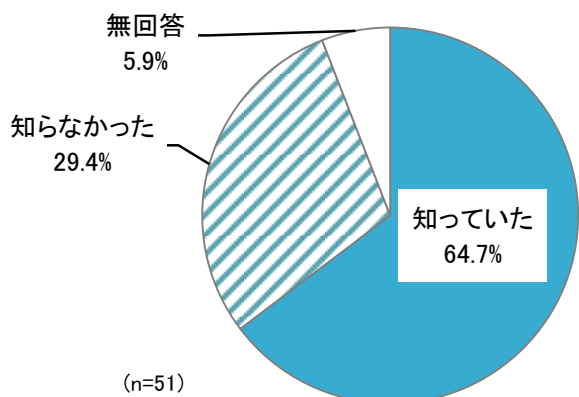


③ 育児休業の取得に関する制度の認知状況【就学前児童】

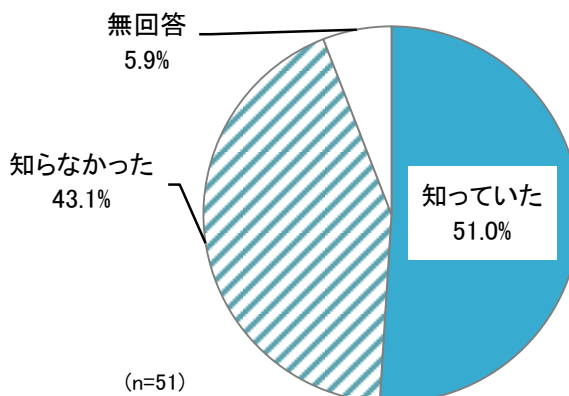
育児休業給付について、「知っていた」64.7%、「知らなかった」29.4%となっています。

育児休業中の保険料免除について、「知っていた」51.0%、「知らなかった」43.1%となっています。

【育児休業給付の認知度】



【育児休業中の保険料免除の認知度】



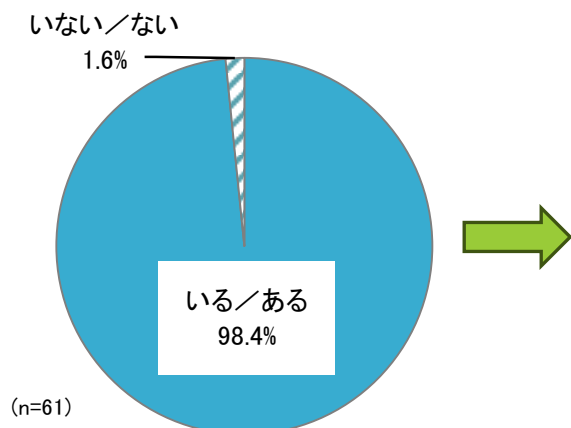
(4) 子育て全般について

① 子育てをするうえで気軽に相談できる人【就学前児童】

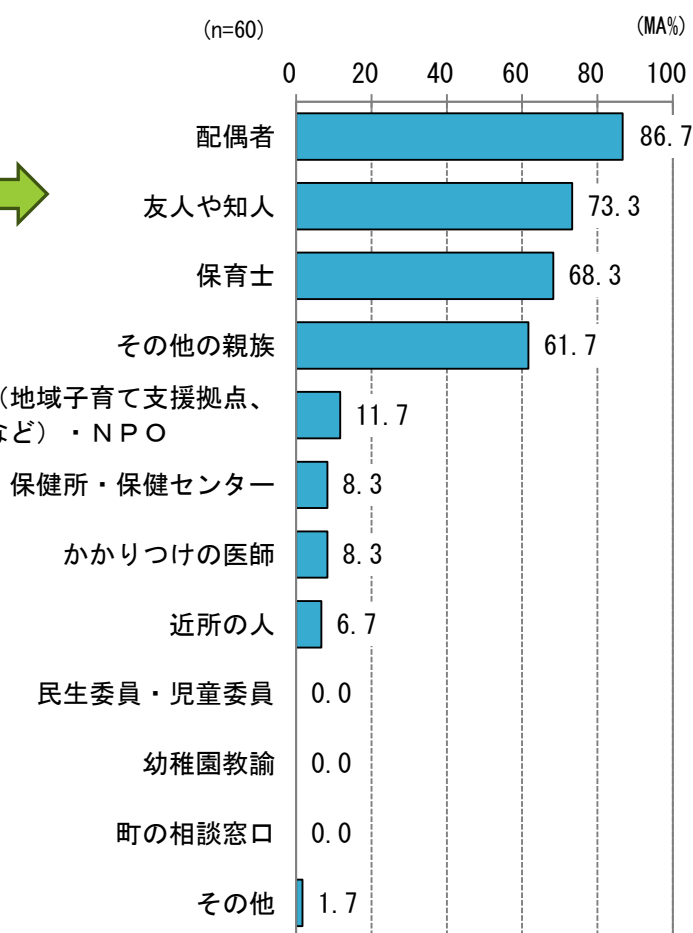
子育てをするうえで気軽に相談できる人が「いる/ある」は 98.4%と、ほぼ全ての方が子育てをするうえで気軽に相談できる相手はいるという結果になっています。

主な相談先としては、「配偶者」が 86.7%と最も多く、次いで「友人や知人」73.3%、「保育士」68.3%となっています。

【子育てをするうえで気軽に相談できる人の有無】

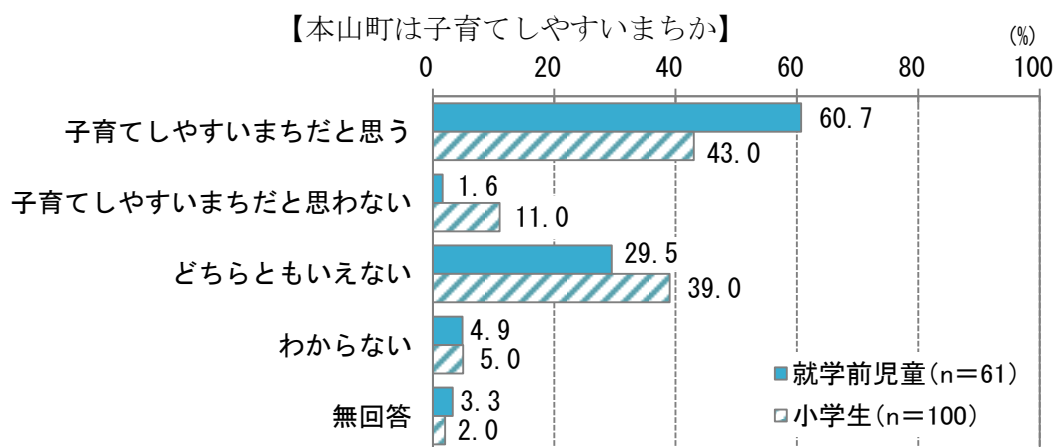


【子育てをするうえでの相談先】



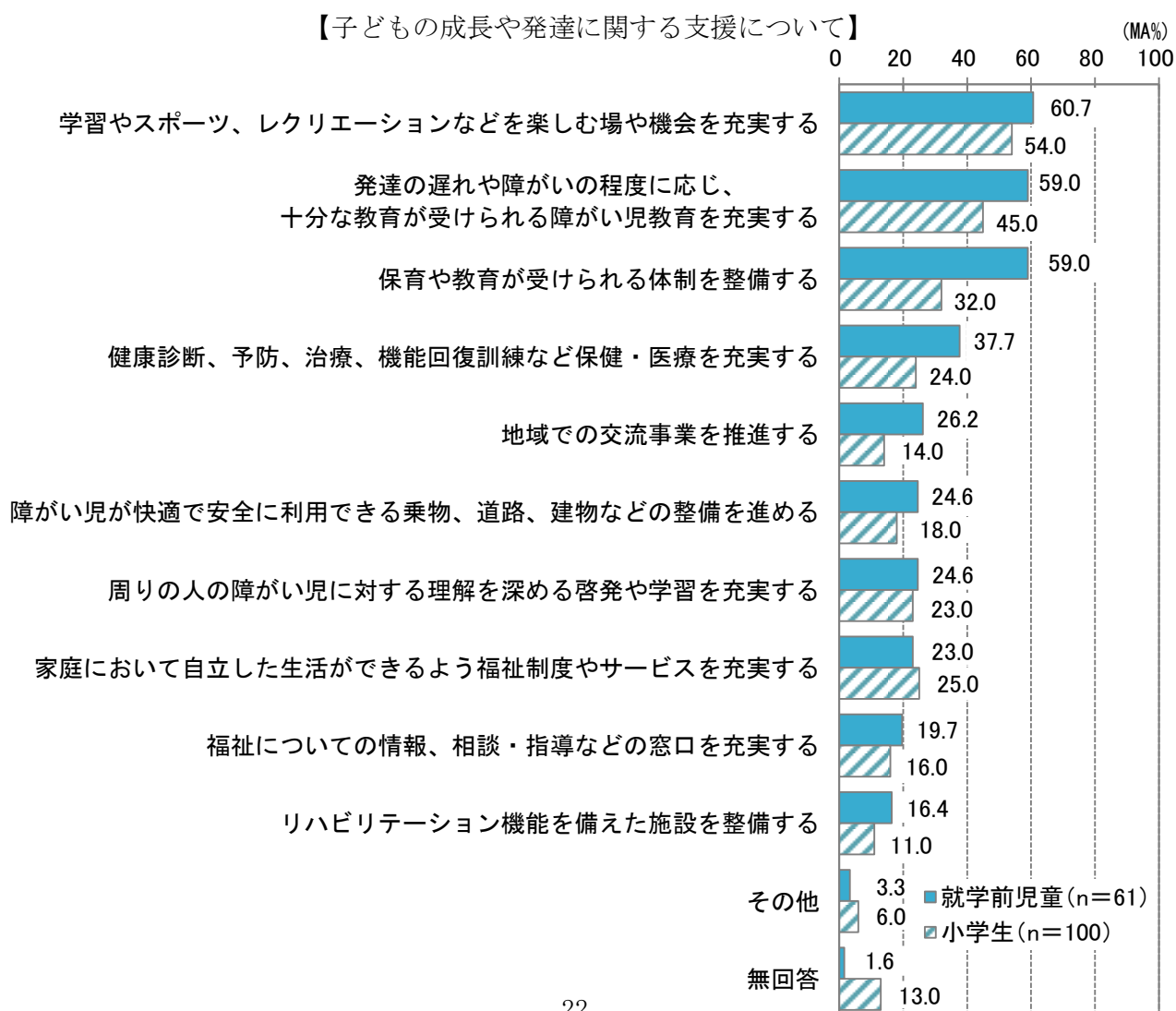
② 本山町は子育てしやすいまちか

本山町は子育てしやすいまちだと思うかについて、就学前児童・小学生ともに「子育てしやすいまちだと思う」が最も多いものの、小学生は「どちらともいえない」と4.0ポイントしか差がなく、就学前児童に比べて子育てしやすいと感じる割合が低くなっています。



③ 子どもの成長や発達に関する支援について

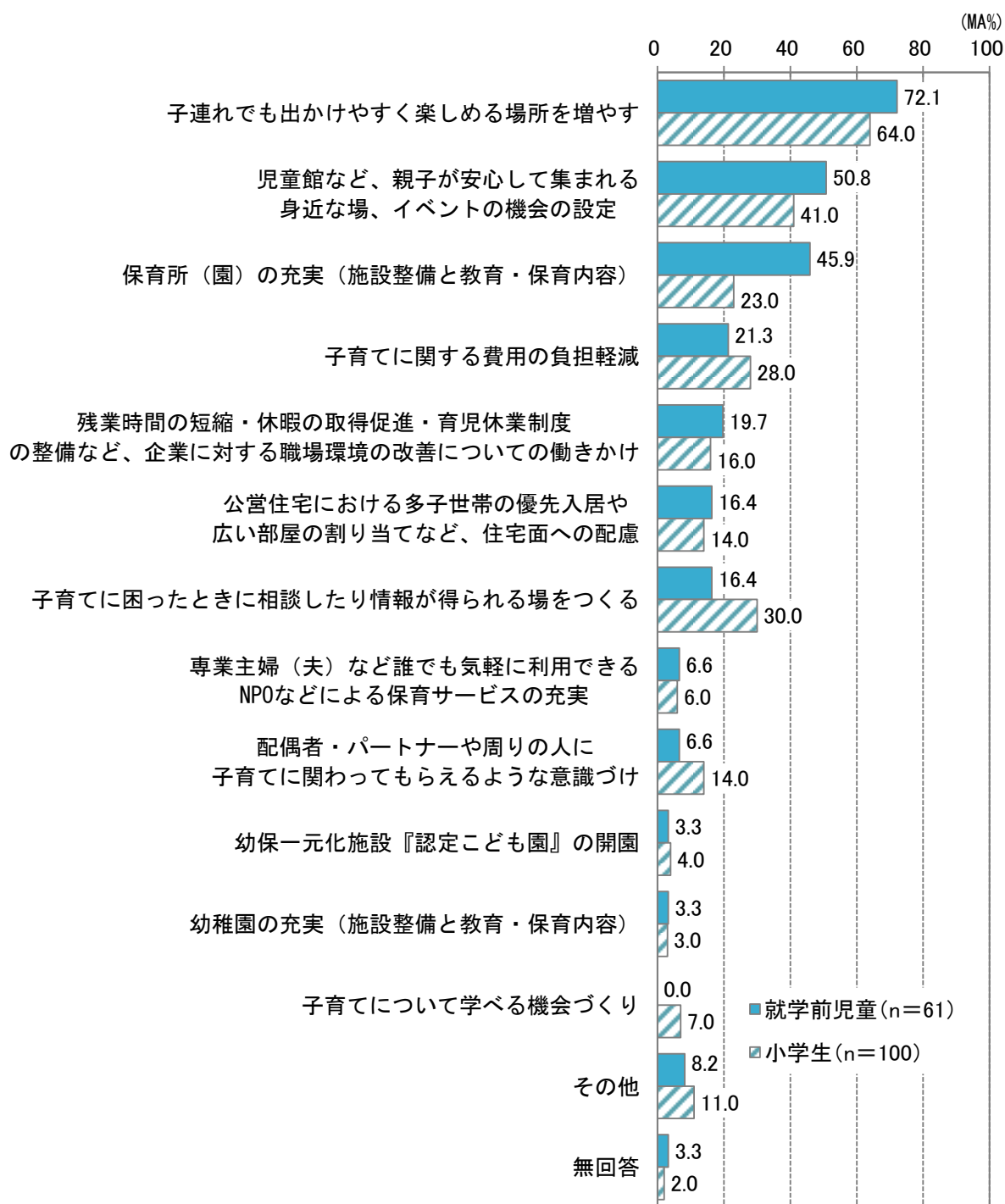
子どもの成長や発達に関して支援が必要な場合、どのようなことに力を入れてほしいかについて、就学前児童、小学生ともに「学習やスポーツ、レクリエーションなどを楽しむ場や機会を充実する」、「発達の遅れや障がいの程度に応じ、十分な教育が受けられる障がい児教育を充実する」、「保育や教育が受けられる体制を整備する」が上位を占めています。



④子育て環境の充実に必要な支援策

子育て環境を充実させるために必要な支援策について、就学前児童、小学生ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が最も多く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の設定」となっています。その他、就学前児童では「保育所（園）の充実（施設整備と教育・保育内容）」が約5割、小学生では「子育てに関する費用の負担軽減」が約3割と多くなっています。

【子育て環境の充実に必要な支援策】



3. 第2期計画における数値目標の評価

(1) 第2期計画の基本目標

本山町で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちづくり

(2) 第2期計画の数値目標

本山町は「子育てしやすいまちだと思える人」の割合

平成31年度 アンケート調査結果	令和6年度 アンケート調査結果 目標値
43.7%	70.0%



令和6年 アンケート調査結果

60.7%

目標値にはとどいていないものの、約20ポイント増加しており、計画期間中における子どもや子育て家庭等を総合的に支援してきた成果がでていると考えられます。

出典：「本山町子育て支援に関するアンケート調査」就学前児童調査結果

第3章 本計画の考え方

1. 計画の基本理念

子どもは、本山町の次代を担うかけがえのない宝です。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につけるなかで道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての本山町民の願いです。

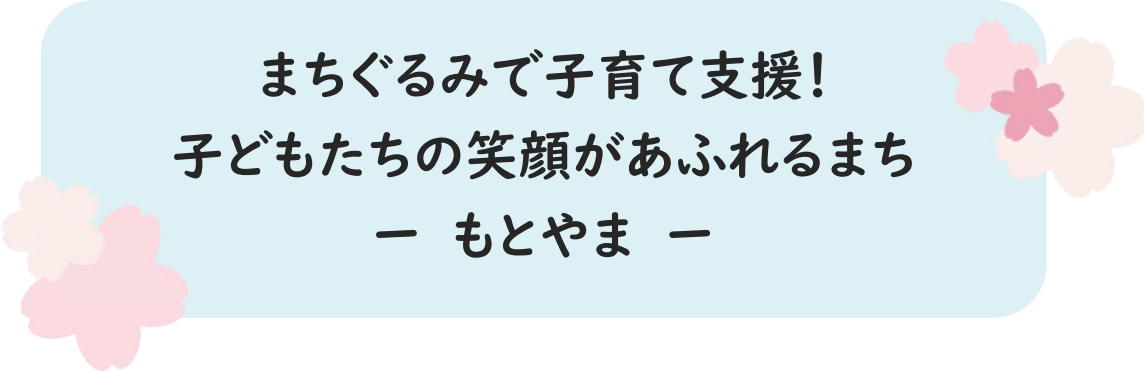
小学校、中学校で行った調査★¹では、「自分には良いところがあると“思う”★²」と回答したのは平均81.7%、「本山町（自分の住んでいる地域）が好きだと“思う”」は平均93.3%となっています。子どもたちが、自分自身や本山町のことをさらに肯定的にとらえることができるように、子どもたちの声を聴き、地域全体で子どもたちを育む体制を構築することが必要です。

これからも、子どもたちが本山町に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができるよう、環境整備に努めます。

子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進するなかで、明るくいきいきとした子どもの笑顔や声、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔があふれるまちを目指します。

★1 令和6年度に本山小学校、吉野小学校、嶺北中学校で実施

★2 “思う”は『そう思う（または、はい）』と『どちらかといえばそう思う（または、どちらかといえばはい）』を合わせたもの



まちぐるみで子育て支援!
子どもたちの笑顔があふれるまち
— もとやま —

2. 計画の基本目標

本町では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標と数値目標を定めます。

基本目標

本山町で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちづくり

目標数値

～本山町は「子育てしやすいまちだと思える人」の割合～

令和6年度アンケート調査結果		➡	令和11年度アンケート調査結果	
就学前児童	60.7%		就学前児童・小学生ともに	60.0%以上
小学生	43.0%			

3. 基本方針

基本目標である「本山町で育つ全ての子どもが幸せに暮らせるまちづくり」を実現するため、3つの基本方針を設定し、子どもの成長と子育てを支援する施策・事業の効果的な展開を図ります。

基本方針1. 子どもの健やかな成長を第一に考えます

子どもの権利と主体性を大切にし、一人ひとりの子どもに思いを込め、子どもの健やかな成長を第一に考えます。

子ども同士のあそびや様々な体験活動、高齢者等との交流の場を積極的に設けることで、全ての子どもが地域の人々に愛され、自ら「育つ力」を伸ばし、豊かな人間性と社会性が養われるよう、『子どもの成長』を応援します。

基本方針2. 子育て家庭をみんなで応援するまちづくり

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりを持って子育てができるよう、経済的支援だけでなく、地域社会全体で子育てを支援します。

また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備に向けた働きかけや意識啓発、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実、地域の人々で子どもと子育て家庭を見守るまちづくりを推進します。

基本方針3. 子育てを地域社会全体で支えるまちづくり

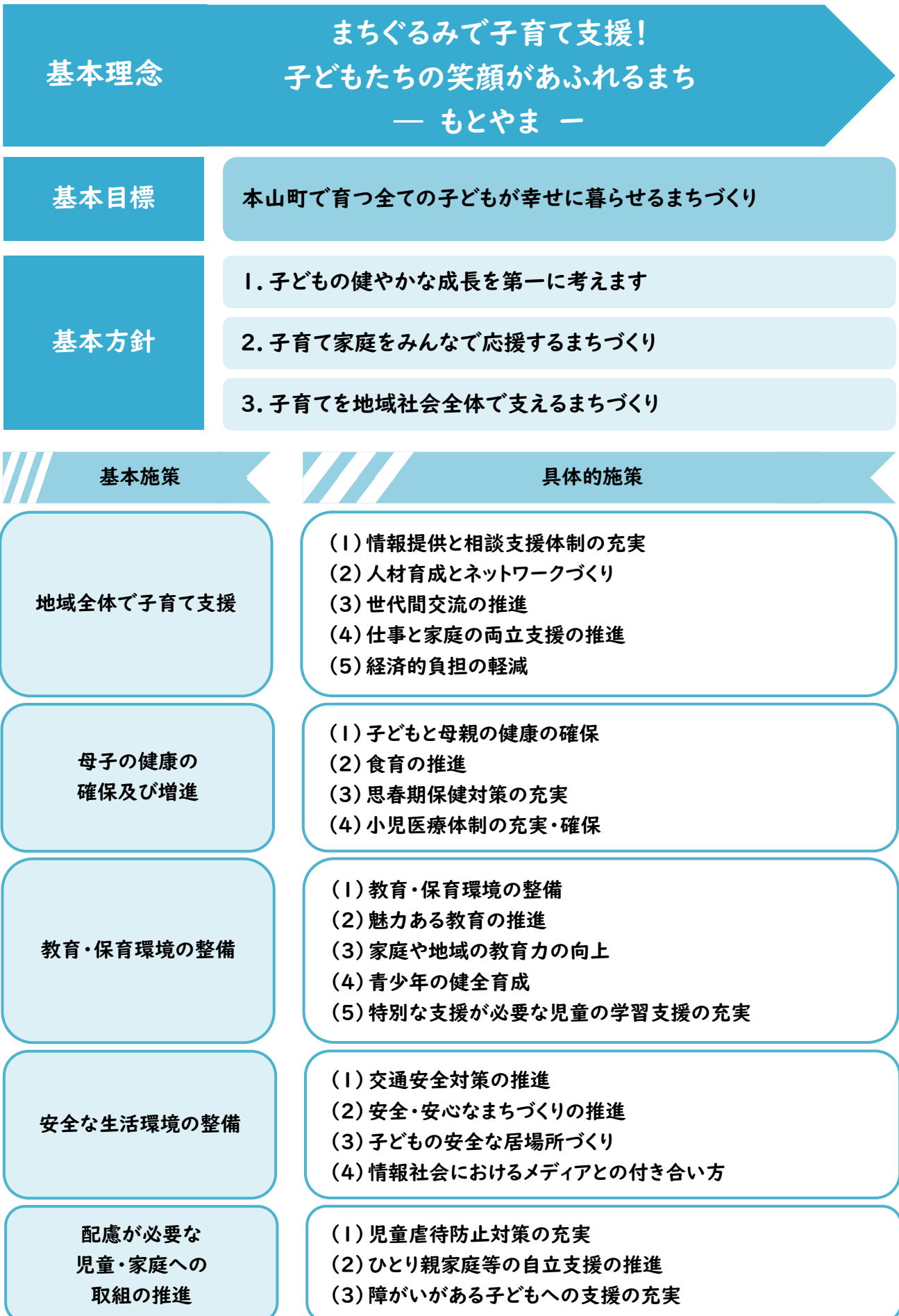
子育て支援は、父母、その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、地域社会が一体となった子育て支援施策を推進していきます。

4. 子どもの貧困対策の視点

子どもの貧困対策をより一層推進するため、以下の4つの視点を加味し、各施策を推進していきます。

教育	教育の支援	就労	保護者に対する就業生活の安定と向上に資するための就労の支援
安定	生活の安定に資するための支援	経済	経済的支援

5. 施策体系図



第4章 施策の展開

基本施策Ⅰ. 地域全体で子育て支援

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

① 子育て支援拠点事業 **安定**

現状

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

1施設（本山町子育て支援センター）で実施しており、令和5年度利用実績は184人となっています。

お子さんが保育所に入所していない親子を対象に、親子で楽しくあそび、相互に交流する場を提供してきましたが、近年保育所への入所率が高くなり、利用者が減少しています。そのため、保育所に入所しているお子さんの保護者の方にも広く案内し、保護者同士の交流や子育て情報の共有の場となれるよう、利用者が参加したいと感じる魅力的な教室や講座を行い、保護者が孤立しないよう気軽に相談でき、安心して子育てができる環境づくりに努めています。

今後の方向性

引き続き、保育所に入所していない親子を始め、保育所に入所しているお子さんの保護者にも広く呼びかけ、保護者同士の交流や子育て情報の共有の場となれるよう努めていきます。

② 広報の充実

現状

子育て支援センター利用対象親子を始め、保育所もしくは健康福祉課の保健師からお便りを送付し、子育て支援センターでのイベントや町の集団健診の日程、まばじば教室、育児相談会等の案内をしています。

また、お便りはプラチナセンターへの設置や役場ホームページにも掲載し、集団健診の日程、イベントの情報も掲載し、できるだけ多くの人目に触れ、いつでもみることができるようにしています。お子さんが保育所に入所していない世帯にも関係機関と連携し、広報、啓発活動を行います。

今後の方向性

引き続き、子育て支援センターの行事や健診の案内を行うことで、保護者が一人で悩みを抱えることのないよう、専門職者や育児仲間に相談や交流ができる場を提供し、安心して育児ができる場を提供します。

また、引き続きホームページも充実させ、子育て支援センターの取組を知り、より身近に感じてもらえるように努めます。

(2) 人材育成とネットワークづくり

① 人材育成事業

現状

広報活動や育成講座を開催します。中学生・高校生の地域イベント等へのスタッフ参加に取り組みます。子ども会、スポーツ団体による児童育成活動を支援しています。

もとやま元気クラブにおける活動の一つとして、スポーツ教室（レクリエーション（運動会等））等開催時は、チラシを全戸配布して周知し、催事を通じた人材育成及び地域とのネットワークづくりに取り組んでいます。

今後の方向性

運動を通じた人間教育や地域内等のネットワーク構成員となれるよう、もとやま元気クラブ主催の催事だけでなく、他地域の団体や大学等とも協力して、人材育成活動に取り組みます。

② 地域学校協働本部事業との連携

現状

学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てていくことを目的に「もとやま桜援隊（平成22年～本山小学校支援地域本部、平成23年～もとやま学校桜援隊、平成26年～もとやま桜援隊）」は、地域のボランティア団体で学校活動支援団体の一つとして組織され活動しています。

実動者である「桜援隊員」を広報活動や声かけにより募集し、組織強化を図っています。「桜援隊員」登録者の年齢層は20歳代～80歳代と幅広く、高齢者が多くなっています。

今後の方向性

学校活動支援は日中活動が主流のため、平日の日中に活動できる隊員の確保を優先しつつ、もとやま桜援隊の体制強化に取り組みます。

また、引き続き広報活動にも取り組みます。

(3) 世代間交流の推進

① 世代間交流活動支援

現状

新型コロナウイルス感染症の流行（令和2年度～令和5年度）により、吉野公民館等を活用した体験教室等、それまで実施していた活動を中止しました。新型コロナウイルス感染症の流行を経て、人とのつながりの機会が減っています。それ以前のような地域とのつながりや機会を持つことは、互いの生活の質を向上させる効果などが期待できるとともに、地域コミュニティの活性化につながると考えられます。

現在は「本山町連携教育推進協議会（本山町人財BANK名簿保有）」が核となり、保育所・小学校・中学校・高等学校が交流する活動が活発化し、「地域産業体験、郷土歴史・自然環境探求、地域文化交流」等を行っています。

今後の方向性

「本山町連携教育推進協議会（本山町人財BANK名簿保有）」では、保育所・小学校・中学校・高等学校生が交流する活動（「地域産業体験、郷土歴史・自然環境探求、地域文化交流」等）の年間スケジュールを立案して取り組んでいます。今後も「世代間交流活動支援」の活動を主として継続していきます。「もとやま桜援隊」や他団体による活動支援に加え、教育委員会社会対体育事業（町民運動会等）も実施し、活動を継続していきます。

また保育所では、民生委員・児童委員や老人クラブなど、地域の方々との交流の機会を設け、世代間交流を実施していきます。

(4) 仕事と家庭の両立支援の推進

① 時間外保育事業

安定

現状

保育認定を受けた児童について、保護者の就労時間等により通常の利用日・利用時間、それ以外の日・時間に保育を行う事業です。

本町では、時間外保育事業は実施していないものの、保護者の就労形態に合わせ、朝 30 分（7:30～8:00）、夕方 2 時間 30 分（16:00～18:30）の居残り保育を行っており、土曜日も同様の保育を行っています。

今後の方向性

引き続き、現在の保育時間を維持し、事業の実施については随時検討していきます。

② 子育てしやすい環境づくりの創出

就労

現状

子育てがしやすい環境をつくるため、固定的な性別役割分担や仕事優先などの意識を変えるための啓発を行っています。面談を通して家庭や仕事状況を聞き取り、育児分担に関するパンフレットを用いて説明しています。また、必要に応じて助言も行っています。

今後の方向性

引き続き、面談等を実施していきます。

③ 男女共同参画の推進

現状

「本山町（男女）ともにかがやく 21 世紀プラン」と連携を図り、男女共同参画を推進しています。

今後の方向性

引き続き、男女共同参画の推進に取り組みます。

④ 育児休業制度等の周知

就労

現状

関係機関と連携を図りながら、育児休業制度等に関する周知を行っています。

また、妊婦とその夫に対し、育児休業取得の有無や期間を聞き取るとともに制度について周知をしています。

今後の方向性

引き続き、育児休業制度等の周知に取り組みます。

(5) 経済的負担の軽減

① 児童医療費助成制度(医療費無料化)

経済

現状

本町の子育て支援策として、町単独事業により高校卒業までの児童を対象に、医療費助成(医療費無料化)を行っています。

今後の方向性

引き続き、医療費助成を行います。

② 町立学校の就学支援

経済

教育

現状

保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、学校給食費の免除を行っています。

嶺北中学校に入学(転学)する生徒に対し、制服の支給を行っています。

嶺北高等学校へ通う生徒(本町に住所を有する)の保護者に対し、教科書購入費用の一部助成を行っています。

高等学校、大学等へ在学し、経済的な理由で修学が困難な者に学資金を貸与しています。また、大学等における学資金の貸与については、ボランティア活動への従事により、貸与した学資金の返済免除を行っています(住所要件等があります)。

今後の方向性

引き続き、就学支援を行います。

③ 保育料の無償化

経済

現状

国の保育料無償化制度により、3歳以上の保育料は無償化されています。本町では、令和2年4月より、独自に3歳未満の保育料も無償とし、保育料の完全無償化を行っています。

また、本町においては給食費(実費徴収分)についても全年齢無償化しており(3歳以上は主食持参)、取組を拡充・継続しています。

今後の方向性

引き続き、保育料の完全無償化に取り組みます。

④ 出産祝金の支給

経済

現状

出生後1か月以内の乳児の保護者であって、本町に1年以上住所を有し、今後1年以上本町に居住の意思がある者に対し、10万円の出産祝金を支給しており、令和6年4月からは支給額を20万円としています。

今後の方向性

引き続き、出産祝金の支給を行います。

基本施策2. 母子の健康の確保及び増進

(1) 子どもと母親の健康の確保

①妊婦健康診査事業

安定

経済

現状

母子保健法第13条の規定による、本町に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。県内の医療機関に委託して実施しています。

令和5年度、母子健康手帳交付人数は12人となっており、母子健康手帳交付の際に14回分の妊婦健康診査受診票をお渡ししています。また、転入された妊婦にも受診票の差し替えを行い、全ての妊婦が健康診査を受けることができるよう勧奨しています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施していくとともに、支援を要する妊婦に対する他機関連携での支援について検討していきます。

②乳児一般健康診査・乳幼児健康診査

安定

経済

現状

母子保健法第13条の規定による、本町に住所を有する乳児を対象に、健康で順調な発育を確認し、成長や発達に関わる病気等の早期発見ができるよう、健康診査にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。県内の医療機関に委託して実施しています。

また、同法律の規定により、本町に住所を有する乳幼児を対象に、町での集団健康診査を実施しています。医師、歯科医師の診察や歯科衛生士、栄養士への個別相談も行っています。

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

③乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問)

安定

現状

全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、子育てに関する困りごと等に対して助言を行う事業です。

今後の方向性

引き続き、事業を実施していきます。

(2) 食育の推進

①小中学校での食育推進

教育

現状

毎年、食生活改善推進員が小学校へ訪問し、児童の食生活の状況を把握し、食の大切さを考えるきっかけとなるように、バランスの良い朝食作りの授業を行っています。

また、栄養教諭が発達段階に応じた食の大切さ、心身の健康保持、感謝の心、食品を選択する能力等、食育の視点をふまえた授業を実施しています。

今後の方向性

引き続き、関係機関と連携し、食の大切さ・調理の基本等に関する食育講座や食育の授業を実施します。

②保育所での食育推進

教育

現状

保育所では、地元の食材を使用した給食提供を行い、児童の健康増進に取り組んでいます。また、年長・年中児童を中心に、おやつづくり体験や嶺北高校生との野菜の苗植え・収穫体験などの活動を通じて、食への興味関心を育てています。地域社会や自然のなかで活動し、食を通じて生きる力の育成に取り組んでいます。

今後の方向性

食育を通して、生涯にわたり健康な生活を営むためにも、朝食の欠食がみられる家庭に対するサポート体制の充実を図る必要があります。

保育所は、日々の給食を通して「食の大切さ」を伝えるとともに、給食だよりや園だよりで保護者への食に関する情報発信を頻繁に行い、食への意識向上につなげます。

また、おやつづくりや食べ物の栽培・収穫体験を通して、「食べる意欲」「食に対する感謝の気持ち」などを育てていきます。

(3) 思春期保健対策の充実

①思春期保健対策の充実

教育

現状

学校や関係機関と連携し未成年飲酒、喫煙予防に関する健康教育を実施しています。

今後の方向性

引き続き、関係機関と情報共有を行うとともに、健康教育を実施していきます。

(4) 小児医療体制の充実・確保

①医療に関する情報提供

安定

現状

いつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、医療機関や連絡・相談先一覧についての情報提供を行っています。

今後の方向性

引き続き、情報提供を行います。

基本施策3. 教育・保育環境の整備

(1) 教育・保育環境の整備

①教育・保育の質の向上

教育

現状

保小中の連携を通じ、それぞれの子どもの成長・発達を共有しながら、子どもたち一人ひとりにとってより良い教育・保育環境づくりに努めています。

町内外における研修の積極的な開催、参加により職員のスキルアップを図るとともに、公開型の教育・保育研究により、関係機関の連携強化や取組の共有を進めています。

また、保育所に家庭支援保育士を配置し、保小中を通して継続性のある家庭への支援体制を構築し、家庭や社会における子どもの教育・保育環境が整うように取り組んでいます。

今後の方向性

引き続き、研修・研究の取組の充実により職員一人ひとりのスキルアップを図りながら、より良い教育・保育環境の実現に努めます。

また、家庭支援保育士等の配置により、現代社会においてかつてないほど多様な課題を抱える子育て家庭への支援・充実を図り、家庭や社会における子どもの教育・保育環境の向上に取り組めます。

②特色ある学校づくり

教育

現状

基礎基本の習得に加え、地域性や子どもの特性を考慮しながら、心の豊かさ、たくましさ、創造性を育む教育を推進しています。

令和3年度～令和4年度にかけ、高知県から「中山間地域における特色ある学校づくり推進事業」の指定を受け、計画的に取組を推進し、令和5年度以降は、町独自に「学校づくり事業」として体系化し、保小中が連携をした取組を推進しています。

今後の方向性

引き続き、学校づくり事業の取組を推進します。

③保小中高の連携教育の推進

教育

現状

特色ある学校づくりのなかで保育所、小学校、中学校、高校が連携し、一貫性のある取組を推進しています。系統性・連続性のある連携教育の取組により、子どもたちに郷土愛や生きる力を育てています。

今後の方向性

引き続き、一貫性のある取組を推進していきます。

④相談体制の充実

安定

現状

「相談サロン」を設置し、子育て家庭への相談支援体制の充実を図っているほか、学校にはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒への支援に努めています。また、不登校やいじめ対策などの課題にも、連携しながら組織的な取組を進めています。

近年、子どものみならず、保護者の発達障害や発達の多様性への理解が必要な家庭が増加傾向にあります。保育所では、それぞれが抱える問題や課題を解消するために、家庭支援推進保育士・親育ち支援担当者との連携を図り、一人ひとりが生きやすい支援・保育環境の充実に向け取組を推進しています。

今後の方向性

引き続き、子育て家庭、児童生徒への相談支援体制整備を継続していきます。また、保育所で発足した「さんさんサークル活動」に、家庭支援推進保育士や親育ち支援担当保育士らが関わり、当事者の悩みや子育て期の悩みなどを一人で抱え込むのではなく、安心して話せる、相談できる場所として、保育室内での定期的相談活動を実施していきます。

(2) 魅力ある教育の推進

①キャリア教育の充実

教育

就労

現状

キャリア教育とは、一人ひとりが社会や職業のなかで自立して生きていくために必要な基礎的・汎用的な能力や態度を育むことを通じて、その人らしい生き方や働き方をみつけ、実現していくための教育です。

キャリア教育を充実させながら、基礎学力や表現力など子どもの生きる力の育成に取り組んでいます。小学生から高校生においてはキャリアパスポートを活用し、キャリア形成を見通しながら、自身の変容や成長を自己評価できるように取組を進めています。

今後の方向性

大学と連携した取組の検討など、更なる充実を図り、子どもたちにキャリアの視点を育成していきます。

②確かな学力の育成

教育

現状

学習支援員を配置し、特別な支援が必要な児童への対応を充実させています。

今後の方向性

引き続き、学習支援員を配置し、全ての児童が確かな学力を育成できるよう取り組めます。

③ICT教育の推進

教育

現状

I C T支援員の配置と機器の導入により、I C T教育の体制整備を推進しています。

また、職員に対し導入機器やツールの活用研修を行い、一人一台端末の授業サポートも行うなど、指導者や児童生徒のI C T活用能力のスキルアップを図っています。

今後の方向性

引き続き、I C T支援員の配置や計画的なI C T機器の導入・更新を行い、高度情報化に対応できる教育を推進します。

④異文化理解の推進

現状

A L Tを2名体制とし、幼児期から外国の文化に親しみを持てるよう、異文化交流を推進しています。

今後の方向性

引き続き、2名のA L Tを配置し、異文化交流を推進します。

⑤防災学習

現状

地域を巻き込んだ防災学習に取り組み、防災を通して開かれた学校づくりを推進しています。

今後の方向性

引き続き、地域とともに防災学習に取り組み、災害から命を守ることができる教育を推進します。

⑥自然との触れ合いの推進

現状

保育所では、季節を通して園外に出かけ、自然のなかで遊ぶ保育を実践しながら、季節のあそびや行事を保育のなかに取り入れています。

また、令和5年度より、子どもの多様な発達を保障するために、園内の保育環境整備の取組を開始し、保護者や地域住民とともにワークショップ等を開催し、多様性の高い園庭づくりを進めています。

今後の方向性

引き続き、自然との触れ合いのなかで子どもたちの豊かな感性、創造性、社会性などを育む保育を実践します。

また、学びの土台となる子どもたちの「あそび」を通じた発達を保障するための保育環境の整備を推進します。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

① 保小中高の連携教育の推進

現状

中学生や高校生が保育実習を通して幼児と交流しています。幼児・小学生と高校生が野菜などの作物を育成し、調理実習、試食会で交流しています。その他にも、幼児が小学生の手づくりしたおもちゃで遊んだり、折り紙や水泳をして交流しています。

また、キャリア教育を充実し、基礎学力や表現力など、生徒の生きる力の育成に取り組んでいます。

今後の方向性

引き続き、保小中高連携教育を推進し、将来、親となる世代が子どものころから乳幼児などと触れ合う機会を持つことで、人への関心や共感を高めていけるような取組を推進します。

(4) 青少年の健全育成

① 青少年の健全育成

教育

現状

「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンに参加し、薬物乱用防止啓発を実施しています。また、本山小学校6年生を対象に、薬物乱用防止に関する健康教育を実施しています。

今後の方向性

引き続き、広報活動、夏休み中の夜間指導、教育機関との連携による青少年の健全育成に取り組みます。

青少年・教育関係機関、地域住民等と一層の連携を図ることで、健全育成に取り組みます。

(5) 特別な支援が必要な児童の学習支援の充実

① 学習支援員の配置

教育

現状

学習支援員を配置し、特別な支援が必要な児童への対応を充実させています。

今後の方向性

引き続き、障がいへの理解を深め、障がいの種類や程度に応じたきめ細かな教育を推進します。

②不登校児童生徒への支援連携

教育

現状

小学校、中学校における不登校の出現率は増加傾向にあります。新たな不登校を生じさせない取組を強化できるよう、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し支援しています。

また、令和3年度から教育支援センターを設置し、集団生活への適応、心の安定や生活改善を支援しながら、基礎学力の向上も図っています。

今後の方向性

引き続き、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援に取り組み、社会的自立へ向け、進路の選択肢を広げる支援を実施していきます。

③保小の連携

教育

現状

保育所では、特別な支援が必要な児童に対し、加配保育士を配置して、適切な支援を行っています。

支援の必要な幼児が就学後も適切な支援を受け、安心して学校生活を送れるように引き継ぎシートを使っての引き継ぎを実施しています。

令和2年度より実施した「ESSENCE訪問事業」により、必要な支援の充実が図られています。発達の見取りや適切な支援方法について職員のスキルアップができたと同時に、子どもたちにとってのより良い環境の在り方や保育内容についての見直しができています。また、その内容を小学校と共有し、さらに環境・支援方法等についての発達の改善を積み重ねています。

今後の方向性

今後も家庭支援保育士・親育ち支援担当者を確保し、専門家を含む関係機関との連携を図り、より充実した支援を行うとともに、支援体制の更なる改善を目指します。

④外国につながる幼児への支援

教育

現状

教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚である等、いわゆる「外国につながる幼児」が入園した場合に、幼児が安心して自己を発揮できるよう、体制を整備する必要があります。

また、外国人保護者の社会的孤立を解消するため、外国人保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場を確保していく必要があります。

外国人保護者とのコミュニケーションがうまく取れないこともあり、信頼関係が築けるよう、送迎時の声かけを始め、丁寧な関わりを心がけています。また、翻訳アプリなどを活用してコミュニケーションを図っています。

今後の方向性

保育所が県や各専門機関と連携し、情報交換を行いながら、外国人保護者や子どもが安心して生活し、社会的孤立を解消するために保護者のニーズを把握し、親同士のコミュニケーションが図れる場の提供に努めます。

基本施策4. 安全な生活環境の整備

(1) 交通安全対策の推進

①交通安全教育の推進

現状

小学校、中学校では、警察と連携した交通安全教室を実施しています。

今後の方向性

家庭・地域・学校等を通じて啓発事業を実施し、交通安全意識の高揚、交通安全マナーの向上に努めます。
また、関係団体と協力し、登校・下校時の見守り活動を行います。
引き続き、交通安全教室を実施します。

②通学路の安全確保

現状

通学路安全対策連絡協議会を設置し、町内通学路の危険箇所について、町道・国道の確認を行い、確認した危険箇所については、関係機関に改善を要望し、対策を進めています。
また、交通安全看板の設置を行っています。

今後の方向性

引き続き、通学路安全対策連絡協議会での協議を行うとともに、関係機関と連携して通学路の安全確保に取り組みます。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

①子育てにやさしいまちづくり

現状

子どもや妊産婦・子育て中の人々が安全で安心して生活できるよう、生活環境の整備、子育てのバリアフリー化を図ることが必要となっています。
令和5年度、新たに整備し業務を開始した役場新庁舎はバリアフリー化を図り、授乳室や子どもの滞在スペースを確保しています。

今後の方向性

引き続き、子どもや妊産婦、子ども連れの外出において、安心して利用できる公共施設の整備等のバリアフリー化を進めます。

②良好な居住環境の整備

安定

現状

良好な居住環境を整備するため、老朽した町営住宅の建替、移住定住促進住宅等の運営や、民間住宅（空き家等）の活用による空き家バンク制度を推進しています。

今後の方向性

若年層、ファミリー層のニーズに適した住宅の研究、また補助制度を活用した更なる民間住宅の活用推進に努め、魅力ある居住環境整備を進めます。

(3) 子どもの安全な居場所づくり

①放課後児童クラブの機能強化

現状

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切なあそび及び生活の場を与えて、健全な育成を図る施設です。

令和3年4月に本山小学校敷地内に施設を新設し、対象を小学校全学年へと拡充しています。

今後の方向性

放課後児童クラブは、子どもが基本的な生活習慣や社会性、主体性を身につける場としての役割も担っています。こうした放課後児童クラブの役割が十分に発揮されるよう、学校及び関係機関と連携しながら子どもの健全な育成を図ります。

また、特別な配慮が必要な児童についても学校、家庭と連携を図り、受け入れを行っていきます。

②放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な実施

現状

放課後子ども教室は、本山小学校の4年生～6年生、吉野小学校の1年生～6年生を対象に実施しています。

指導員の高齢化により、夏休み子ども教室の開所が難しくなってきました。また、放課後児童クラブと合同での出前講座を開催しています。

今後の方向性

今後も夏休み子ども教室が開所できるよう、指導員の確保に努めます。

③家庭や地域、行政との連携による放課後児童の健全育成

現状

家庭や地域、行政と連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室での取組や児童の様子を町広報に掲載し、家庭や地域の住民等へ周知しています。

子どもたちが自分で勉強し、読みたい本があれば学校で借りて来るなど、自分のことは自分であることを基本としたうえで、スポーツ教室等様々な体験学習の場を設けています。体験学習では地域の方に講師として協力を得ています。

今後の方向性

引き続き、地域の方の協力を得て、安心・安全な放課後の居場所づくりを継続していきます。

(4) 情報社会におけるメディアとの付き合い方

①インターネットを利用するための基礎知識の習得

現状

現代社会において、インターネットは切り離すことのできないものとなっていると同時に、利用時の様々なトラブルが社会的な問題となっています。自らが正しい判断をし、トラブルに巻き込まれることがないようにするための知識の習得が必要不可欠となっています。

今後の方向性

家庭でのルール作りなど、生活を豊かにする便利なツールとしてインターネットを有効に活用するために、必要な基礎的な知識の習得機会を企画し、児童生徒がよりよい使い手となるように支援していきます。

基本施策5. 配慮が必要な児童・家庭への取組の推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 地域における切れ目のない支援を活用した虐待予防

現状

全ての母子及び家族を対象とした切れ目のない支援のため、母子健康手帳を交付以降、電話や面談等を実施しています。支援を行うにあたっては、専門的な知識、技術を有した人材育成を計画的に行う必要があります。

今後の方向性

全妊産婦を対象にリスクの有無に関わらず、子育てを行う全ての家庭に対して支援を行います。

また、特に養育支援が必要な子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭へ多職種と連携しながら虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ取組を行います。

② 虐待防止のための関係機関の連携

現状

配慮が必要な児童・家庭に適切な支援を図るため、関係機関との情報共有や支援を行っています。支援を行うにあたっては、専門的な知識、技術を有した人材育成を計画的に行う必要があります。

今後の方向性

今後も継続して支援を行うとともに、必要に応じ児童相談所、医療機関、警察との連携を図っていきます。

③ 子どもの権利擁護に関する普及啓発

現状

児童虐待の早期発見・対応に向け、相談窓口の周知を行っています。

今後の方向性

引き続き、相談窓口の周知に努め、地域全体で子どもを見守り健やかに育む環境づくりに取り組みます。

(2) ひとり親家庭への自立支援の推進

①ひとり親家庭医療費の助成

安定 経済

現状

ひとり親家庭医療費助成として、非課税世帯を対象に、子どもが18歳になる年度の3月31日まで、親と子どもの医療費を無料としています。

今後の方向性

引き続き、医療費の助成を行います。

(3) 障がいがある子どもへの支援の充実

①相談体制の充実

安定

現状

子育てを支援する目的で、関係機関による相談業務を行う「相談サロン」を月1回開催しています。また、ホームページ及びリーフレットを作成し、周知を図っています。

医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）への相談支援体制を確保しています。

今後の方向性

引き続き、関係機関と連携し、専門的な相談のできる体制の充実を図ります。

②関係機関との連携

安定

現状

心身の状況に応じて保健・医療・障害福祉・保育・教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、「母子保健連絡会」や「発達支援協議会」等で、関係機関と支援が必要なケースの情報共有や協議を行い、個々の特性に応じた専門的な支援サービスの提供に努めています。

4年間（令和2年度～令和5年度まで）の「ESSENCE訪問事業」により、職員のスキルアップが図られ、子どもの抱える発達課題を見逃さずに関係機関との連携により、円滑な支援体制が確立されています。「母子保健連絡会」などを通して、小学校との連携も深まり、就学後の子どもの見守りや支援、保護者支援にも取り組んでいます。

今後の方向性

今後も継続して関係機関と連携し、専門的な相談ができる体制の充実を図ります。

また、関係機関との連携研修を続けながら、定期的な各専門機関との連携を軸に連絡会を行い、支援体制の充実を図ります。保育所だけでなく、子どもを取り巻く家庭や地域社会において、保護者が抱えているしんどさや困り感にも目を向ける必要性があることから、子どもの発達の見取りを行い、保護者との面談を丁寧継続しながら、包括的な支援体制の構築に努めます。

第5章 量の見込みと確保方策

1. 幼児期の教育・保育

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法において、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下、教育・保育提供区域という。）を定め、その区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとされています。

本町では、第1期計画より町全域を1つの区域として、教育・保育施設や子育て支援サービスの整備を図っています。第3期計画においても、引き続き教育・保育提供区域を1区域として設定することとします。

(2) 量の見込みと確保方策の考え方

① 認定区分について

教育・保育の量の見込みは、「保育の必要性」の有無に応じて、以下の3つの認定区分ごとに見込むこととされています。

本町には認定こども園及び幼稚園がないことから、1号認定や幼稚園を希望する2号認定の利用希望があった場合については特別利用保育として保育所で受け入れ調整を行うこととします。

【認定区分について】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園 ⇒保育所★
2号認定	3歳以上で保育の必要性の認定を受けているが、教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園 ⇒保育所★
	3歳以上で保育の必要性の認定を受け、保育を希望している子ども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業

★特別利用保育による受け入れ調整を行った場合

② 計画期間中の量の見込みと確保方策について

幼児期の教育・保育の量の見込みについては、国の示した計算式で算出するとともに、実態から大きくかい離したサービスについては、これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から量の見込みを算出しました。

確保方策（提供体制）については、量の見込みに対して供給が可能となっており、今後も提供体制の確保に努めます。

(3) 量の見込みと確保方策

①3歳以上の子ども

現在、本町には認定こども園、幼稚園はなく、本山保育所で2号認定の受け入れを行っています。今後も1号認定のニーズに留意していく必要がありますが、2号認定においては現状で確保可能です。(現在、1号認定や幼稚園を希望する2号認定の利用見込みはありません。)

教育を希望する子ども(1号認定、2号認定)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込みの①	1号認定	0人	0人	0人	0人	0人
	2号認定	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	0人	0人	0人	0人	0人
確保量の②	特定教育・保育	0人	0人	0人	0人	0人
	幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	0人	0人	0人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

保育を希望する子ども(2号認定)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込みの①	2号認定	38人	27人	27人	30人	32人
確保量の②	特定教育・保育	60人	60人	60人	60人	60人
	保育所	60人	60人	60人	60人	60人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	60人	60人	60人	60人	60人
②-①		22人	33人	33人	30人	28人

②3歳未満の子ども

現在、本山保育所で3号認定の受け入れを行っています。3歳未満の子どもについては、0歳の保育ニーズに留意しながら、必要に応じ利用定員を見直し、提供体制を確保します。

0歳児（3号認定）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み①	3号認定 (0歳児)	7人	6人	6人	6人	6人
確保量②	特定教育・保育	7人	6人	6人	6人	6人
	保育所	7人	6人	6人	6人	6人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	7人	6人	6人	6人	6人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人

1歳児（3号認定）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み①	3号認定 (1歳児)	10人	10人	9人	9人	9人
確保量②	特定教育・保育	17人	17人	17人	17人	17人
	保育所	17人	17人	17人	17人	17人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	17人	17人	17人	17人	17人
②-①		7人	7人	8人	8人	8人

2歳児（3号認定）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み①	3号認定 (2歳児)	8人	11人	11人	10人	10人
確保量②	特定教育・保育	17人	17人	17人	17人	17人
	保育所	17人	17人	17人	17人	17人
	認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
	地域型保育	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	17人	17人	17人	17人	17人
②-①		9人	6人	6人	7人	7人

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 量の見込みと確保方策

①時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日または時間において保育を行う事業です。

本計画期間における時間外保育(延長保育)の実施予定はありませんが、随時検討していきます。

②放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

本町では、本山小学校で全学年を対象とした放課後児童クラブを実施しています。

引き続き、類似事業の「放課後子ども教室」でもニーズをカバーするとともに、必要に応じて、余裕教室の活用や児童クラブの開所時間の延長についても検討していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	低学年	16人	17人	16人	13人	9人
	1年生	6人	7人	4人	3人	3人
	2年生	5人	6人	7人	4人	3人
	3年生	5人	4人	5人	6人	3人
	高学年	0人	0人	0人	0人	0人
	4年生	0人	0人	0人	0人	0人
	5年生	0人	0人	0人	0人	0人
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	16人	17人	16人	13人	9人
②確保量	利用人数	40人	40人	40人	40人	40人
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		24人	23人	24人	27人	31人

放課後子ども教室

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保量	本山小学校	25人	25人	25人	25人	25人
	吉野小学校	20人	20人	20人	20人	20人
	合計	45人	45人	45人	45人	45人

放課後児童対策の方針

共働き家庭等が増えるなか、放課後児童対策においては、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごすとともに、家庭の状況などによらず多様な体験・活動を行うことができるよう努める必要があります。国では、新・放課後子ども総合プラン及び放課後対策パッケージをとりまとめ、放課後対策を進めてきました。本町においても、下記の方針に基づいて、今後も引き続き、放課後児童対策に取り組めます。

取り組むべき項目	今後の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	運営方針等、今後も引き続き職員の配置体制や運営体制等を整えていきます。
放課後子ども教室の年度ごとの実施計画	運営方針等、今後も引き続き職員の配置体制や運営体制等を整えていきます。
連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	連携型をふまえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	校内交流型をふまえた放課後子ども教室の実施について検討していきます。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策	小学校の余裕教室を可能な限り活用していけるよう、教育委員会や学校関係者と協議し、学校教育に支障のない範囲で学校施設の利用について協力を求めています。
放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策	放課後児童クラブの充実を図り、目的を達成できるよう努めます。その際には、教育委員会と福祉課などの関係機関が協議し、連携を図りながら実施を進めます。

③乳児家庭全戸訪問事業（新生児訪問）

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

現在、全ての家庭を訪問するための提供体制が確保できています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10人	9人	9人	9人	9人
②確保量	10人	9人	9人	9人	9人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

④養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

引き続き、保健師等による家庭訪問を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14人	13人	13人	13人	13人
②確保量	14人	13人	13人	13人	13人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

⑤地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所などの地域の身近な場所で、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

本町では、本山町子育て支援センターで実施しており、引き続き、現在の実施体制で必要量を確保していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	203人回	217人回	210人回	203人回	203人回
②確保量	利用延べ回数	203人回	217人回	210人回	203人回
	地域子育て支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

⑥妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

全ての妊婦が健康診査を受けられるよう、周知・利用促進に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	140人回	126人回	126人回	126人回	126人回
②確保量	140人回	126人回	126人回	126人回	126人回
②-①	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

⑦利用者支援事業

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

令和6年度から母子保健と児童福祉の組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとされました。計画期間中に組織の見直しを行い、こども家庭センターを設置します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保量	利用者支援事業	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	地域子育て 相談機関	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭 センター型	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	妊婦等包括相談 支援事業型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他	1か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	合計	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

⑧子育て短期支援事業

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを児童養護施設などで預かる事業です。7日間を限度に宿泊を伴う利用が可能です。

本事業は実施していません。調査結果よりニーズがあることに留意する必要があるものの、現時点では、実施の予定はありません。

夜間養育等事業(トワイライトステイ事業)

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、養育が困難となった児童を、通所により児童福祉施設等で預かる事業です。

本事業は実施しておらず、現時点では実施の予定はありません。

8

⑨一時預かり事業

幼稚園型(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

幼稚園や認定こども園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜、長期休業中に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

本町には幼稚園がないため、本事業は実施しておらず、実施の予定はありません。

幼稚園型を除く(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外)

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育所などで受け入れ、保育を行う事業です。

令和5年6月より子育て支援センター及び本山保育所の余裕を活用し、事業を実施しています。引き続き事業を実施していく予定であり、現状で必要量を確保できる見通しとなっています。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保量	延べ利用日数	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑩病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

核家族化や共働き世帯の増加など、病児・病後児を看護できない状況も増えてきています。しかし、本町では実施場所や専門職員の配置などの課題があり、実施には至っていません。

本事業は実施していないものの、ニーズがあることをふまえ、実施について検討を進めていきます。

⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童がいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（援助会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

本事業は実施しておらず、現時点では実施の予定はありません。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業の実施について随時検討していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

巡回支援

多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するため、新規参入施設等の事業者への支援を行う事業です。

事業実施の必要性はないものの、民間事業者の参入意向が示された場合には、事業の実施について検討していきます。

特別支援

私学助成等の対象とならない特別な支援が必要な子どもに対して、適切な教育・保育の機会の拡大を図るため、認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助する事業です。

現時点では、事業を実施する必要性はありません。

⑭妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊婦等との面談などにより、心身の状況や置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

妊婦等と面談を行い、情報の提供や相談支援を行うとともに、経済的支援を行います。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		30回	30回	30回	30回	30回
②確保量	こども家庭センター	0回	30回	30回	30回	30回
	その他(健康福祉課)	30回	0回	0回	0回	0回
②-①		0回	0回	0回	0回	0回

⑮乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)【新規】

保育所等の施設において、満3歳未満の保育所等に入所していない乳幼児に、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談、子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

令和8年からの実施に向け、検討していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0歳児	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	1歳児	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2歳児	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	合計	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
②確保量	0歳児	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	1歳児	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	2歳児	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	合計	0人日	3人日	3人日	3人日	3人日
②-①		▲1人日	2人日	2人日	2人日	2人日

⑯産後ケア事業【新規】

退院直後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等きめ細やかな支援を実施する事業です。

令和7年からは業務委託を行い、利用希望者のニーズにあったものを提供するための体制を確保していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		30人日	30人日	40人日	40人日	50人日
②確保量	健康福祉課	20人日	20人日	25人日	25人日	30人日
	業務委託	10人日	10人日	15人日	15人日	20人日
	合計	30人日	30人日	40人日	40人日	50人日
②-①		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑰子育て世帯訪問支援事業【新規】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供や家事、養育に係る援助、その他の必要な支援を行う事業です。

令和6年度から外部へ業務委託をして実施しています。引き続き、家庭の養育支援に取り組みます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	172人日	172人日	172人日	172人日	86人日
②確保量	172人日	172人日	172人日	172人日	86人日
②-①	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑱児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談、関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて児童の保護者に対し、情報の提供、相談、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

現時点では、実施の予定はありません。

⑲親子関係形成支援事業【新規】

親子間における適切な関係性の構築を目的に、児童と保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談、助言、その他の必要な支援を行う事業です。

現時点では、実施の予定はありません。

3. 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進方策

(1) 認定こどもの普及に係る基本的な考え方

認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、教育と保育を一体的に行う子育て支援施設です。現在、本町には認定こども園はありません。既存の教育・保育施設では対応できないニーズ等がある場合には、就学前の子どもに関する教育・保育を総合的に提供する機能を備えた認定こども園の普及について検討します。

(2) 保育士等の質の向上に必要な支援

子どもたち一人ひとりにとってより良い保育を提供するため、町内外の研修に積極的な参加を促進します。

(3) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。これに留意し、量の見込みへの確保と同時に、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会で全ての子育て家庭を支えていけるよう、地域子ども・子育て支援事業及び子育て支援施策を推進していきます。

(4) 保育所と小学校等との連携について

一貫性のある教育・保育を提供できるよう、保育所、小学校、中学校、高校の連携を推進します。

1. 本山町子ども・子育て会議条例

本山町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 9 月 10 日条例第 27 号)

改正

令和 6 年 3 月 18 日条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として、本山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置くとともに、当該子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げるもののほか、町長の諮問に応じて、子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。ただし、町長が必要があると認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子ども・子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 専門的な事項を審査審議するため必要があるときは、子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(報酬)

第10条 町は、委員及び臨時委員に対し、地方自治法203条による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（昭和31年条例第14号）に定めるその他の委員の区分を準用し、報酬を支給する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以降最初に開かれる会議は、町長が招集する。

附則（令和6年3月18日条例第17号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。